

議 事 日 程 (第 1 号)

平成30年 2月26日 (月曜日) 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報第 1 号 下呂市国民保護計画の変更について
- 日程第 5 諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 同第 1 号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議第 1 号 下呂庁舎耐震補強等工事 (建築) 請負契約の変更契約の締結について
- 日程第10 議第 2 号 平成29年度下呂市一般会計補正予算 (第12号)
- 日程第11 議第 3 号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 5号)
- 日程第12 議第 4 号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第13 議第 5 号 平成29年度下呂市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 5 号)
- 日程第14 議第 6 号 平成29年度下呂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 5 号)
- 日程第15 議第 7 号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第16 議第 8 号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第17 議第 9 号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (診療施設勘定) 補正予算 (第 5 号)
- 日程第18 議第10号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第19 議第11号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第20 議第12号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第21 議第13号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第22 議第14号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第23 市長施政方針説明
- 日程第24 議第15号 市道の路線認定について
- 日程第25 議第16号 市道の路線認定について
- 日程第26 議第17号 市道の路線変更について
- 日程第27 議第18号 市道の路線変更について
- 日程第28 議第19号 市道の路線変更について
- 日程第29 議第20号 下呂市立みなみこども園及び下呂市立きたこども園の指定管理者の指定について

- 日程第30 議第21号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について
- 日程第31 議第22号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について
- 日程第32 議第23号 カオレオートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第33 議第24号 下呂市道の駅南飛騨小坂はなももの指定管理者の指定について
- 日程第34 議第25号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議第26号 飛騨農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第36 議第27号 過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例を廃止する条例について
- 日程第37 議第28号 定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例を廃止する条例について
- 日程第38 議第29号 下呂市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第30号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議第31号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議第32号 下呂市職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議第33号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議第34号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議第35号 下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 議第37号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議第38号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議第39号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議第40号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第50 議第41号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第51 議第42号 下呂市農産物等活用型総合交流施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第52 議第43号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第53 議第44号 下呂市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第54 議第45号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第55 議第46号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第56 議第47号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第57 議第48号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第58 議第49号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第59 議第50号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 日程第60 議第51号 下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第61 議第52号 下呂市キャンプ場条例の一部を改正する条例について
- 日程第62 議第53号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第63 議第54号 財産の譲与について
- 日程第64 議第55号 財産の譲与について
- 日程第65 議第56号 財産の譲与について
- 日程第66 議第57号 財産の譲与について
- 日程第67 議第58号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について
- 日程第68 議第59号 平成30年度下呂市一般会計予算
- 日程第69 議第60号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第70 議第61号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第71 議第62号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第72 議第63号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第73 議第64号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第74 議第65号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計予算
- 日程第75 議第66号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
- 日程第76 議第67号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計予算
- 日程第77 議第68号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計予算
- 日程第78 議第69号 平成30年度下呂市水道事業会計予算
- 日程第79 議第70号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
- 日程第80 議第71号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計予算

（追加日程1）

追加日程第1 議第59号 平成30年度下呂市一般会計予算訂正の件

出席議員（14名）

議長	伊藤 巖 悟	1番	尾里 集 務
2番	中島 ゆき子	3番	田中 副 武
4番	今井 政 良	5番	今井 政 嘉
6番	各務 吉 則	7番	宮川 茂 治
8番	中島 博 隆	10番	一木 良 一
11番	吾郷 孝 枝	12番	中島 新 吾
13番	中島 達 也	14番	中野 憲太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	服 部 秀 洋	副 市 長	村 山 鏡 子
教 育 長	大 屋 哲 治	監 査 委 員	杉 山 好 巳
会 計 管 理 者	山 中 昌 弘	総 務 部 長	星 屋 昌 弘
市 長 公 室 長	桂 川 国 男	理事兼公の施設、 債権管理対策監	二 村 尚 彦
健康福祉部長	岡 崎 和 也	農 林 部 長	今 井 藤 夫
観光商工部長	細 江 博 之	建 設 部 長	長 江 寛
生 活 部 長	二 村 忠 男	環 境 部 長	岩 佐 靖
理 事 兼 環 境 施 設 対 策 監	今 井 雅 彦	教 育 部 長	青 木 克 裕
消 防 長	田 口 伸 一	金 山 病 院 長	加 藤 宗 広
萩 原 振 興 長	大 坪 仁 文	小 坂 振 興 長	林 利 春
下 呂 振 興 長	齋 藤 和 弘	金 山 振 興 長	加 藤 和 男
馬 瀬 振 興 長	見 廣 誠		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	二 村 勝 浩	書 記	見 廣 洋 始
--------	---------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤巖悟君）

おはようございます。御苦労さまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

よって、平成30年第1回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございますので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤巖悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 尾里集務君、2番 中島ゆき子さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤巖悟君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの25日間に決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤巖悟君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、専決処分事項、定期監査結果報告書、例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらんをお願いいたします。

◎報第1号について（議案説明・質疑）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第4、報第1号 下呂市国民保護計画の変更についてを議題といたします。

報第1号の報告を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

それでは、議案書の1ページをお開きください。

報第1号 下呂市国民保護計画の変更について。

下呂市国民保護計画の変更について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。平成30年2月26日提出。

変更の趣旨及び概要で説明をいたします。19ページをお開きいただきたいと思います。

下呂市国民保護計画の変更の趣旨及び概要。

1. 変更の趣旨、下呂市国民保護計画は、平成16年6月に成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律を受け、平成19年3月に策定したものでございます。

この計画は、国民保護法第35条第1項の規定により、国が定める国民の保護に関する基本方針及び岐阜県が定める岐阜県国民保護計画（以下「県計画」という）に基づき、市が作成しなければならないとされております。

今回の変更は、県計画が改定されたことに伴い、それとの整合性を図るとともに、市の組織再編等による変更を行うものでございます。

2. 変更する項目、(1) 県計画改定に伴う変更につきましては、武力攻撃原子力災害への対処として実施されるスクリーニング（放射線汚染検査）について、「避難者に対するスクリーニング」と「被ばく患者に対するスクリーニング」に区別がされ、「避難者に対するスクリーニング」を「避難退域時検査」と表記することになったことに伴う変更をいたします。

また、避難の際の住民に対する「除染」を「簡易除染」に名称変更されたことに伴う変更をいたします。

(2) 市の組織再編等に伴う変更につきましては、市の組織再編に伴う対策本部の編成、各部課の所掌事務及び庁舎・振興事務所の位置を変更するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤巖悟君）

ただいま説明をいただきました報第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎諮第1号から諮第3号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第5、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第6、諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第7、諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、大前正人さん、住所、年齢は記載のとおりです。平成30年2月26日提出。

提案理由、人権擁護委員 大前正人氏が平成30年6月30日に任期満了となるためであります。続きまして、次ページをお願いいたします。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、石丸照彦さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成30年2月26日提出。

提案理由、人権擁護委員 石丸照彦氏が平成30年6月30日に任期満了となるためでございます。次ページをお願いいたします。

諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、藤原由美子さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成30年2月26日提出。

提案理由、人権擁護委員 藤原由美子氏が平成30年6月30日に任期満了となるため。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま説明をいただきました諮第1号、諮第2号及び諮第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第1号、諮第2号、諮第3号については委員会付託を省略す

ることに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りをいたします。諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は大前正人さんを
適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
については、大前正人さんを適任とすることに決定をいたしました。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は石丸照彦さんを適任とすることに御異
議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
については、石丸照彦さんを適任とすることに決定をいたしました。

諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は藤原由美子さんを適任とすることに御
異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
については、藤原由美子さんを適任とすることに決定いたしました。

◎同第1号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第8、同第1号 下呂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

同第1号についての提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

同第1号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、富永京子さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成30年2月26日提出。

提案理由、下呂市教育委員会委員 富永京子氏が平成30年5月13日に任期満了となるためでございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（伊藤巖悟君）

本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま説明をいただきました同第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第1号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りをいたします。同第1号 下呂市教育委員会委員の任命について、同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第1号については同意することに決定いたしました。

◎議第1号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第9、議第1号 下呂庁舎耐震補強等工事（建築）請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

議第1号の提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の24ページをお開きください。

議第1号 下呂庁舎耐震補強等工事（建築）請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工事名、下呂庁舎耐震補強等工事（建築）。
2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。
3. 契約金額、変更前3億5,856万円、変更後3億8,683万6,560円。
4. 契約の相手方、岐阜県下呂市森191番地1、曙開発株式会社代表取締役 松田秀弘。

平成30年2月26日提出でございます。

提案理由です。下呂庁舎耐震補強等工事（建築）の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

1枚めくっていただきまして、25ページ、変更内容説明資料でございます。

仕様書番号 建工第1号。

工事名は先ほどと同様でございます。

3. 契約金額、増減でございますが、2,827万6,560円の増額となります。

4. 変更理由・内容でございます。地下書庫、階段室、機械室、議場、議員控室等の天井等からアスベストが含まれた建材が確認され、除却等に要する工事費が追加となるため、契約額を変更するものでございます。

御審議よろしく願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本件に対する質疑を行います。

[挙手する者あり]

一木良一君。

○10番（一木良一君）

この変更理由について何ら異議はありませんが、今後のことでちょっと関連ですのお聞きをしておきたいと思えます。過去のこういった工事、解体、リニューアルですね。そういった工事において、アスベストの工事が後から追加ということが非常に見受けられるわけでありまして。そのたびに補正をかけられて、過去、追加をしてこられました。天井裏を見れば、アスベストの成分が含まれておる建材が発見されたとか、吹きつけしてあったとかということが後から出てくるわけでありまして。これが古い図面ですので、過去の図面を見てもその辺の判断は難しい場合もあるかもしれません。しかし、天井裏をのぞいて、どういった材質が使われておるかということは、解体、リニューアルの設計をした業者であれば、設計事務所であれば、大体察しがつくんじゃないかというふうに思います。そういう観点から、後からアスベストの追加が出るということが今

後ないように、できるだけその辺の当初の予算化をしっかりとしていただきたい。恐らく今後、今進められておる工事がありますけれども、その他の工事もいろいろアスベストがまた出てくるというふうなことを聞き及んでおります。ですから、今後、できるだけ結構ですけれども、そういうことが最初から見受けられることが明確であれば、できるだけ当初の予算に組み込んでいただくように努力していただきたいと思います。それについて答弁をお願いします。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議員御指摘のとおり、図面、設計図書等、設計の段階で検討させていただき、アスベストが含まれていないという確認のもと、設計のほうをやらせてもらっておるんですけども、実際工事にかかりまして、今回もそうだったんですが、一部サンプルを徴取しまして、それを正式に検査に出したところ、アスベストが含まれておるという状況がわかったということでございます。この辺の判断というのは設計の段階では大変難しいところがあるかと思っておりますけれども、できる限りその辺しっかりと確認をした上で、明らかにアスベストの含有の可能性が高いということであれば、それなりの検討なり対応を立てた上で進めるべきかというふうに考えておりますが、今後、事業課とも相談しながらやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（伊藤巖悟君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま説明いただきました議第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第1号 下呂庁舎耐震補強等工事（建築）請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第1号については原案のとおり可決されました。

◎議第2号から議第14号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第10、議第2号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第12号）、日程第11、議第3号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、日程第12、議第4号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議第5号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）、日程第14、議第6号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、日程第15、議第7号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、日程第16、議第8号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、日程第17、議第9号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）、日程第18、議第10号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）、日程第19、議第11号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、日程第20、議第12号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、日程第21、議第13号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第5号）、日程第22、議第14号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）、以上13議案を一括議題といたします。

議第2号から議第14号までの提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程されました議第2号から議第14号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に歳入歳出決算見込み額の精査等と事業費の確定による予算の増減をお願いするものでございます。また、各会計間の繰入金、繰出金の調整等もあわせて行っております。

議第2号、下呂市一般会計補正予算につきましては、歳入では、先ほど申しました事業費の確定などに伴い、分担金、使用料、国・県支出金、諸収入、市債などのそれぞれ増額、または減額を計上しております。

また、特別交付税では3月交付見込み分の増額補正を行うとともに、ふるさと寄附金の予算計上も行っております。

歳出におきましては、庁舎・振興事務所整備事業の進捗に伴う今年度予算額の減額と債務負担

の増額、環境衛生施設整備事業につきましては、今年度の事業進捗状況に合わせて予算の減額をしております。さらに、各事務事業につきましても、事業費の確定、入札による差金や節約による不用見込み額等について減額補正を計上しております。

また、来年度以降に実施が必要な事業の財源といたしまして、特定目的基金の積み立てを計上いたしました。

議第3号から議第14号までの各特別会計及び企業会計補正予算につきましても、不足する経費の追加及び各事業の精算、必要額の精査による不用額の減額など、予算補正をお願いするものがございます。

詳細につきましては各担当部長より説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤巖悟君）

それでは最初に、議第2号から議第4号までの3議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

議第2号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第12号）の詳細説明を申し上げます。

平成29年度下呂市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億8,700万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも235億7,163万7,000円とするものがございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

第2条は繰越明許費の追加変更で、第2表 繰越明許費補正によるものがございます。

第3条は債務負担行為の追加変更で、第3表 債務負担行為補正によるものがございます。

第4条は地方債の変更で、第4表 地方債補正によるものがございます。平成30年2月26日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず歳入補正の主なものとしましては、1款市税6,235万円の増額、6款地方消費税交付金3,700万円の減額、10款地方交付税1億円の増額、14款国庫支出金5,716万6,000円の減額、15款県支出金6,027万3,000円の減額、17款寄附金5,414万1,000円の増額、18款繰入金3,305万1,000円の減額でございます。4ページをお開きください。20款諸収入4,472万円の減額、21款市債2億6,560万円の減額でございます。

5ページからは歳出でございます。

歳出補正の主なものは、2款総務費1億3,203万3,000円の増額、3款民生費1億2,223万円の減額、4款衛生費2億4,871万1,000円の減額、6款農林水産業費8,318万6,000円の減額。6ページをお開きください。7款商工費4,770万2,000円の減額、8款土木費5,390万9,000円の減額、9款消防費1億7,974万7,000円の増額、10款教育費4,913万9,000円の減額、12款公債費1,004万

2,000円の減額、14款予備費1,779万8,000円の増額でございます。

8ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正の追加でございます。

2款総務費、財産管理諸経費臨時、旧白草保育園解体事業でございます。4,002万3,000円は、建築用仕上げ塗材にアスベストが含まれていることが確認され、適正な除去及び処分を行うために不測の日数を要するためのものでございます。

同じく総務費、地域情報化推進諸経費臨時、公衆無線LANの整備事業でございますが、418万4,000円は、補助金の交付決定が2月以降となることから、その後の十分な工期を確保するためのものでございます。

6款農林水産業費、県単林道改良事業512万円は、林道連坂線で土地所有者の確認と、土地使用承諾に不測の日数を要し、年度内での完成が困難となったことによるものでございます。

8款土木費、防災・安全交付金橋梁事業7,948万5,000円は、細越橋ほか3橋の事業において、材料検査規定の見直しによる納品の遅延や塗装施工時期の調整、通行規制時期に関する地元関係者との調整によるものでございます。

同じく土木費、社会資本整備総合交付金、住宅・安全ストック形成事業678万円は、要緊急安全確認大規模建築物耐震補強設計補助事業において設計着手をしたところ、現地調査、補強計画の検討に不測の日数が生じたことによるものでございます。

9款消防費、消火栓整備事業35万4,000円は、金山簡水国道41号線内配水管移設工事において、高山国道事務所発注の41号井尻整備工事が次年度へ繰り越されることにより、建設工事の年度内完了が見込めないことによるものでございます。

続きまして、変更でございます。

4款衛生費、環境施設整備地域振興事業3,780万円から7,641万6,000円の変更は、小川区が実施している大淵コミュニティー施設建築工事が諸般の事情で延期することによるものでございます。

9ページへ参りまして、第3表 債務負担行為補正の追加につきましては、個人情報漏えい被害国家賠償請求事件に伴う弁護士委託料、平成30年度から本件事件終了まで、限度額21万6,000円の追加をするものでございます。

さらに、かなやまこども園、みなみこども園、きたこども園の3園の指定管理料について、平成30年度から32年度まで、限度額を毎年度予算の議決を経る指定管理料として追加するものでございます。

続きまして、変更でございます。

下呂庁舎耐震補強等改修工事費は、平成30年度の限度額を5,162万8,000円増額し、2億7,721万5,000円とするものでございます。これは工事のおくれに伴う次年度へ送る事業費分と、新たに発生した防火扉の新設、さらには正面玄関ポーチの耐震改修等に伴う事業費の追加によるものでございます。

萩原給食センター給食配送業務委託料は、限度額を17万9,000円増額し、462万2,000円とするもので、これは精算の見直しによるものでございます。

その下は事項の変更で、給食配送業務委託料の名称を金山給食センターから南部給食センターに変更するものでございます。

10ページをお開きください。

第4表 地方債補正でございます。

総務債、教育債につきまして、それぞれの事業費や財源の確定に伴い借入限度額を変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりでございます。

それでは、事項別明細書にて補正の主な内容を説明しますので、13ページをお開きください。

まず歳入でございます。

1款市税につきましては、1項市民税から、14ページの5項入湯税までの各税目において、現年度課税分の調定見込みによります増額調整と滞納繰越分の収納見込み分を増額計上しております。

14ページ中段の2款地方譲与税でございますが、1項地方揮発油譲与税は700万円の減額、2項自動車重量譲与税は100万円の減額で、いずれも今年度の交付額の見込みによるものでございます。

その下、15ページへ参りまして、4款から8款までの交付金につきましても、今年度交付額の確定、または見込みによる補正でございます。4款配当割交付金は100万円の増額、5款株式等譲渡所得割交付金は400万円の減額、6款地方消費税交付金は3,700万円の減額、8款自動車取得税交付金は500万円の増額でございます。

16ページをお開きください。

10款地方交付税は、特別交付税の3月交付見込み分1億円の追加計上でございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金は、農林水産業費分担金の事業費確定に伴う増減でございます。

17ページへ参りまして、13款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、各施設の使用実績及び精算見込みによる増減でございます。

18ページをお開きください。

2項手数料につきましても同様の理由による増額でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,998万4,000円の減額は、交付額の確定及び実績見込みによる補正でございます。

20ページを開いていただきまして、2項国庫補助金では、1目民生費国庫補助金1,198万円の減額は、経済対策臨時福祉給付金終了による減額745万5,000円が主なものでございます。

2目衛生費国庫補助金1,449万円の減額は、循環型社会形成推進交付金の交付額確定による減額1,024万円が主なものでございます。

21ページに移りまして、下段の15款県支出金、1項県負担金です。1目民生費県負担金1,339

万2,000円の減額は、今年度の交付額の確定及び実績見込みによる減額でございます。

23ページを開いていただきまして、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金3,337万3,000円の減額は、各補助事業の事業費確定に伴う増減でございます。24ページを開いてください。元気な農業産地構造改革支援事業補助金425万8,000円の減額、多目的機能支払交付金408万8,000円の減額、産地パワーアップ事業補助金356万3,000円の減額、森林整備地域活動支援交付金968万8,000円の減額が主なものでございます。

6目土木費県補助金644万4,000円の減額は、地籍調査費補助金、一般事業分287万6,000円の減額が主なものでございます。

25ページに移りまして、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、基金利子の確定に伴う増減でございます。

26ページをお開きください。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入282万1,000円の増額は、土地及び立木等の売払収入でございます。

27ページに移っていただきまして、17款寄附金5,414万1,000円の増額は、主にふるさと寄附金の増によるものでございます。

18款繰入金、1目基金繰入金3,305万1,000円の減額は、事業費確定による有線テレビ施設維持基金繰入金2,340万円の減額が主なものでございます。

20款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料371万8,000円の増額は、諸税滞納延滞金収入実績による増額が主なものでございます。

28ページを開いていただきまして、下段の3項貸付金元利収入3,986万円の減額は、貸し付け状況による不用見込み額の減額でございます。

5項雑入につきましても、今年度の実績等による増減です。主なものは、総務雑入において、市町村振興協会交付金1,433万3,000円の増額、情報通信施設利用負担金3,200万円の減額などでございます。

続いて、31ページをお開きください。

21款市債につきましても、事業費、財源の確定等による起債発行額を調整し、次の32ページ、最下段のとおり、全体で2億6,560万円の減額補正としております。

続きまして、歳出について御説明します。33ページをお開きください。

歳出補正につきましても、ほとんどが事業費の確定、支出見込み額の精査等による増減となっております。また、各科目の人件費関係の補正は、年度途中の採用や育児休業、分限休職者等による給料の増減、扶養状況の変更や業務量の増加などに伴う手当の補正でございます。各基金の積立金は、来年度以降に実施が必要な事業の財源として積み立てを行うものでございます。なお、会計間の繰入金、繰出金の調整についてもあわせて行っております。

それでは、歳出補正の主な内容について、向かって右側の説明欄を中心に御説明をいたします。

35ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、上段の文書保存施設整備工事、測量設計等委託料62万7,000円の減額は、文書保存施設の再検討による皆減でございます。総務一般管理諸経費、共済費180万円の減額は、日々雇用職員社会保険料確定による減額でございます。

最下段、5 目財産管理費、財産管理諸経費146万8,000円の減額は、E S P業務委託料など不用額の減額121万4,000円でございます。36ページを開いていただき、中段でございます。財産管理諸経費臨時3,244万6,000円の増額は、旧白草保育園解体工事に伴うアスベスト除去による増額が主なものでございます。その下、36ページにかけての各庁舎管理費の減額は、電気料金契約の見直しによる減額が主なものでございます。36ページ中段の下呂総合庁舎使用管理費115万9,000円の減額は、共益負担金確定によるものでございます。38ページを開いてください。下段の財政調整基金費976万5,000円の増額は、基金利子の確定によるものでございます。39ページに移っていただきまして、上段の公共事業基金費 1 億9,963万6,000円の増額は、来年度以降の事業に必要な財源として、2 億円の積み立てと利子分の調整によるものでございます。その下、庁舎・振興事務所整備事業5,162万8,000円の減額は、事業費の確定による減額と下呂庁舎耐震補強工事の平成30年度への債務負担変更に伴う減額でございます。

40ページを開いていただきまして、上段、6 目企画費、飛騨御嶽高地トレーニングエリア整備事業349万3,000円の減額は、事業費確定によるものでございます。その下、ふるさと寄附金推進事業214万2,000円の増額は、寄附実績の増加に伴う報償費等の増額でございます。その下、ふるさと応援基金費5,375万1,000円の増額は、基金積立金の規定によるものでございます。41ページに移りまして、移住定住促進事業280万円の減額は、飛騨地域地域創生連絡協議会負担金との重複予算計上による減額でございます。

その下、8 目電子自治体推進費の減額は、入札差金の減額でございます。

その下、9 目地域情報化対策費、地域情報化推進諸経費臨時2,590万円の減額は、金山地域 F T T H 化の今年度事業の確定による減額が主なものでございます。最下段の有線テレビ施設維持基金費3,205万3,000円の減額は、基金積立金の確定によるものでございます。

43ページを開いていただきまして、12 目自治振興費、馬瀬地域地域振興事業200万円の減額は、地元協議のため、黒石農業用水沈砂池更新を見送ったことによるものでございます。

44ページを開いていただきまして、13 目総合交通対策費、コミュニティバス運行事業400万円の減額は、馬瀬地域一部のデマンド化による委託料の減額でございます。その下、地域公共交通網形成計画調査策定事業326万9,000円の減額は業務確定によるものでございます。

その下、20 目まち・ひと・しごと創生費、総合戦略推進事業323万5,000円の減額は、ファシリテーター育成講座の未実施による委託料の減額が主なものでございます。最下段のふるさと納税を活用した女性の働き方改革推進事業900万円の減額は、活動の拠点となるワーキングスペース整備事業を30年度事業としたことによるものでございます。

46ページを開いてください。

4 項選挙費、3 目国政選挙費478万3,000円の減額は、昨年10月22日執行の衆議院議員選挙の執

行経費確定によるものでございます。

続いて、3款民生費でございます。

48ページをお開きください。

上段、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、結婚支援事業は事業費の確定によるものでございます。下段の経済対策臨時福祉給付金給付費745万5,000円の減額は、受け付け期間終了に伴う確定による減額でございます。

49ページに移りまして、2目障がい者福祉費、中段の障がい者施設での福祉手当及び自立支援給付事業は、支給見込み額による増減と、それに伴う国・県支出金確定に伴う財源補正でございます。

50ページを開いてください。

3目高齢者福祉費、高齢者福祉事務事業121万4,000円の減額は、人事異動に伴う臨時雇用賃金を減額するものでございます。下段の老人保護措置費366万8,000円の減額は、入所措置者の移動によるものでございます。51ページの繰出金はそれぞれ特別会計にて説明をします。

52ページを開いてください。

5目福祉医療費、福祉医療助成事業100万円の減額は、医療費の見込みによる減額でございます。

53ページに移りまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、中段の母子生活支援施設入所事業300万円の減額は入所世帯変更による減額でございます。

54ページをお開きください。

2目児童措置費1,916万円の減額は、児童及び児童扶養手当給付費の支給見込み額の減によるものでございます。

最下段の4目保育所費、保育所運営費943万5,000円の減額は、実績見込みによる臨時雇用賃金及び通園バス運行委託料の減が主なものでございます。55ページに移っていただきまして、保育所公設民営事業382万9,000円の減額は、3園の指定管理料支出見込みによるものでございます。その下、保育所備品整備費191万1,000円の減額は、通園バス購入入札差金によるものでございます。

56ページをお開きください。

6目学童保育費、学童保育クラブ運営事業330万1,000円の減額は、嘱託職員の応募がなかったことによる減が主なものでございます。

その下、7目障がい児福祉費、ことばの相談室開設費400万円の減額は、給付費支給見込みによるものでございます。その下、障がい児加配保育士設置事業641万5,000円の減額は、臨時職員の執務実績見込みによるものでございます。

57ページに移っていただきまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費、生活保護実施事業272万4,000円の増額は、平成28年度分精算による返還金の確定による追加と、国・県支出金確定による財源補正でございます。

58ページを開いてください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、中段の繰出金は特別会計にて説明をします。下段の医師招聘事業230万8,000円の減額は、ドクタープール事業の確定に伴う負担金の減額でございます。その下、看護師等修学資金貸与事業791万円の減額は、今年度貸与者数の確定と休学等による支給停止の調整によるものでございます。

59ページに移りまして、2目予防費、予防接種事業689万円の減額は、接種者数の見込みによる医薬材料費、接種委託料等の減が主なものでございます。その下の子育て支援予防接種事業150万円の減額も実績見込みによる医療費の減でございます。

60ページを開いていただきまして、3目保健事業費、中段の健康診査費318万円の減額は受診実績見込みによるものでございます。

61ページに移っていただきまして、4目環境衛生費、中段の合併処理浄化槽設置整備事業助成費1,017万3,000円の減額は設置件数の確定によるものでございます。

その下、6目診療所費、休日診療所管理運営費127万2,000円の減額は実績見込みによるものでございます。

62ページを開いてください。

7目母子衛生費、母子保健事業100万円の減額は、子育てワンストップサービスシステム改修の見直しによるものでございます。

63ページに移っていただきまして、2項清掃費、清掃総務費、63ページ上段の清掃対策諸経費163万3,000円の減額は、事業費確定によるものでございます。その下、清掃施設整備基金費5,992万円の増額は、来年度以降の事業の財源として6,000万円の積み立てと利子分の調整によるものでございます。その下、一般廃棄物処理基本計画策定事業231万7,000円の減額は事業費確定によるものでございます。

中段の2目塵芥処理費、塵芥収集費564万1,000円の減額は事業費確定によるものでございます。下段のごみ処理施設管理運営費1,547万6,000円の減額は、薬品費や専用袋印刷費、施設作業委託費等の実績見込みによるものでございます。64ページを開いてください。上段のごみ処理施設管理運営費臨時及びごみ処理施設維持補修費の減額は実績見込みによるものでございます。

中段下の3目し尿処理費、し尿処理施設管理運営費820万5,000円の減額は実績見込みによるものでございます。その下のし尿処理施設維持補修費620万円の減額は入札差金によるものでございます。

最下段、4目環境衛生施設整備費、環境衛生施設整備事業1億9,463万4,000円の減額は、熱回収施設耐震工事に伴う年度割合変更による工事費の減額と最終処分場基本計画の入札差金などでございます。

66ページを開いてください。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会運営費121万1,000円の増額は、農地利用最適化の活動により県交付金が増額されたことによるものでございます。

67ページに移っていただきまして、3目農業振興費、下段のアグリチャレンジサポート事業167万2,000円の減額は事業対象者数の確定によるものでございます。68ページを開いてください。中山間地域等直接支払交付金224万9,000円の減額は対象面積確定によるものでございます。中段の集落営農活動促進事業115万円の減額は補助金限度額変更によるものでございます。最下段の元気な農業産地構造改革支援事業、さらには69ページ上段の産地パワーアップ事業及び食の安全・消費者の信頼確保対策推進事業、それぞれの減額は事業費確定によるものでございます。

続いて、中段下の4目畜産業費、畜産振興事業臨時279万円の減額は今年度事業の実績見込みによるものでございます。70ページを開いてください。強い畜産構造改革支援事業216万3,000円の減額は事業費確定によるものでございます。

中段から71ページにかけての5目農地費の各種事業の減額は全て事業費の確定によるものでございます。

最下段の2項林業費、2目林業振興費、72ページを開いてください。中段の森林整備地域活動支援交付金事業1,317万円の減額は今年度事業の実績見込みによるものでございます。

中段下の3目治山林道費、県単林道改良事業456万8,000円の減額は事業費確定によるものでございます。

73ページに移っていただきまして、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、小口融資事業950万円の減額は実績見込みによるものでございます。最下段の経営安定資金融資事業2,940万円の減額も同様でございます。74ページに移っていただきまして、中段の企業立地促進支援事業、創業支援事業も実績見込みによる減額でございます。最下段のプレミアム商品券発行事業は、市町村振興協会交付金を充当することによる財源補正でございます。

77ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の中段、地籍調査費608万4,000円の減額は事業費確定によるものでございます。

78ページをお開きください。

上段の2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、道路台帳整備費109万6,000円の減額は事業費確定によるものでございます。

中段の2目道路維持費、道路維持管理諸経費330万円の減額は、実績見込みによる電気料、大型獣処理費等の減によるものでございます。その下、市道除雪対策費3,600万円の増額は、降雪や凍結による道路除雪等の経費が増加したことによるものでございます。その下の電源立地地域対策交付金減額緩和措置事業720万9,000円の減額は、森8号線県事業延期による見送りと少ヶ野34号の工法変更等に伴う減でございます。

最下段の3目道路新設改良費及び79ページの上段、8目社会資本整備総合交付金事業費、その下の9目防災・安全交付金事業費の増減は事業費確定によるものでございます。その下、防災・安全交付金橋梁事業522万2,000円の増額は、橋梁塗装工種変更による増が主なものでございます。

最下段の3項河川費、2目急傾斜地崩壊対策費、県営急傾斜地崩壊対策事業600万5,000円の減

額は県事業費確定によるものでございます。

80ページをお開きください。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、都市計画総務諸経費246万9,000円の減額は、都市計画道路変更図書作成業務が不用となったことによるものが主なものでございます。

中段の2目公共下水道費の繰出金は特別会計で御説明します。

81ページに移っていただきまして、4目地域再生計画事業費、地域再生計画推進事業110万3,000円の減額は、地域再生計画委託業務について外部委託の必要がなくなったことによるものでございます。

82ページを開いてください。

5項住宅費、2目住宅建設費、社会資本整備総合交付金、住宅・建築物安全ストック形成事業2,012万1,000円の減額は事業費の確定によるものでございます。

83ページの9款消防費、1目常備消防費、下段の中消防署消防自動車等購入事業300万円の減額は事業費確定によるものでございます。

84ページを開いていただきまして、2目非常備消防費、非常備消防諸経費119万1,000円の減額は、消防団の活動実績見込みによる費用弁償及び食糧費の減でございます。

最下段の3目消防施設費、消防防災基金費1億9,997万7,000円は、今後実施が必要な事業の財源2億円の積み立てと利子分の調整によるものでございます。85ページ上段の各整備事業は事業費確定による減額でございます。

86ページをお開きください。

中段の10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、育英資金活用事業144万円の減額は給付額確定によるものでございます。その下、育英資金基金費148万2,000円の増額は、規則の定めによる減免額の定額運用基金への繰り出しでございます。87ページの中段に移りまして、スクールバス管理運営費466万5,000円の減額は事業確定によるものでございます。その下のスクールバス管理運営費臨時777万7,000円の減額は、馬瀬振興事務所の車庫を利用することで車庫建築費を減額するものでございます。最下段の教育研究所業務諸経費369万3,000円の減額は、今後の小・中学校の情報機器を見直す必要があるため、今年度の更新を見送るものでございます。

少し飛びますが、90ページをお開きください。

上段の金山小学校屋内運動場改修事業及びその下の小学校の非構造部材耐震化事業の減額は、事業費確定によるものでございます。

その下、2目教育振興費、小学校教育振興諸経費105万円の減額は、先ほどと同様、今後の小・中学校の情報機器を見直す必要があるためのものでございます。

91ページに移りまして、中段でございます。3項中学校費、1目学校管理費、中学校管理諸経費252万円の減額は、公務員業務委託料確定による減額が主なものでございます。

92ページをお開きください。

中段の2目教育振興費、中学校教育振興諸経費431万2,000円の減額も、先ほど申し上げました

ように情報機器を見直すためのものがございます。

93ページの中段、4項社会教育費、4目公民館費118万2,000円の減額は、馬瀬中央公民館耐震改修に伴う施設管理経費の減額でございます。

その下でございます。7目文化財保護費、文化財保存修理事業助成費114万8,000円の減額は、事業費確定による減額と県支出金増額による財源補正でございます。

最下段の位山自然の家管理運営費100万5,000円の減額と、臨時職員の執務実績確定による減額でございます。

94ページをお開きください。

中段の5項保健体育費、2目体育施設費、グラウンド等管理運営費及び体育館管理運営費の減額は、夜間利用の減少による電気料の減額でございます。95ページ上段でございます。体育施設維持補修費126万円の増額は、金山リバーサイドスポーツセンター、萩原あさぎり体育館、金山市民グラウンドの施設修繕に係る増額でございます。

下段の3目学校給食費、萩原学校給食センター管理運営費から、次の96ページ中段までの各給食センター管理運営費の減額は、実績見込みによる光熱水費等の増減でございます。下段の給食センター施設維持補修費及び南部、北部、各学校給食センター改築事業の増減は事業費確定によるものでございます。

97ページでございます。

12款公債費、1項公債費、1目元金、市債償還元金359万6,000円の増額及び2目利子、市債償還利子1,363万8,000円の減額は、臨時財政対策債等の10年利率見直しによる元金の増額と利子の減額、また平成28年度同意債の利子確定による減額でございます。

14款予備費につきましては、全体の調整を含め1,779万8,000円の増額でございます。

98ページをお開きください。

まずは特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄をごらんください。職員数につきましては、その他特別職が2名の減でございます。これは予定しておりました学童保育指導員の募集がなかったためのものでございます。その他特別職の報酬332万3,000円の減は、先ほどの学童保育指導員2名分と各委員会の開催回数に伴う減によるものでございます。

99ページに移りまして、こちらは一般職員の給与費明細でございます。

上段、総括の比較欄をごらんください。

職員数は1名の増で、これは社会福祉士の中途採用によるものでございます。給料、手当、共済費の減は、年度途中の育児休業者及び分限休職者によるものでございます。以上の合計で240万8,000円の減額となります。

少し飛びまして、103ページをお開きください。

こちらは、先ほど9ページで説明しました債務負担行為の調書でございます。

1枚めくっていただきまして、104ページでございます。

こちらは地方債の調書です。表の一番右下が地方債の平成29年度末の見込みでございます。215億9,096万7,000円となる見込みでございます。

以上で平成29年度下呂市一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。

続きまして、特別会計の説明に移りますので、105ページでございます。

議第3号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,347万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,079万円とするものがございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。平成30年2月26日提出。

106ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず歳入の補正です。

主なものとしましては、1款国民健康保険税985万6,000円の減額です。

3款国庫支出金は765万円の減額です。

7款共同事業交付金は9,822万円の減額です。

107ページに移りまして、歳出の補正でございます。

7款共同事業拠出金は1億5,367万2,000円の減額です。

11款諸支出金は1,716万9,000円の増額です。

12款予備費は1,336万6,000円の増額です。

詳細は事項別明細書で説明しますので、111ページをお開きください。

歳入でございます。

上段の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般国民健康保険税1,001万7,000円の減額は歳入見込みによる減額でございます。

下段の3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金1,304万4,000円の増額から、次の112ページと113ページの上段、6款1目県補助金までは、国・県の各負担金及び補助金の決定に伴う増減でございます。

113ページの7款共同事業交付金9,822万円の減額は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の額の確定による減でございます。

114ページを開いてください。

9款繰入金300万円の減額は、基金からの繰入金の減額によるものがございます。

115ページに移りまして、歳出の補正でございます。

116ページをお開きください。

下段、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金1,581万6,000円の減額と、次の117ページの上段の3目保険財政共同安定化事業拠出金1億3,785万6,000

円の減額は、それぞれの拠出金額の確定によるものでございます。

118ページをお開きください。

下段の11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金298万2,000円の減額は、償還金として療養給付費負担金額の確定による減額でございます。

119ページの2項繰出金、1目直診勘定会計繰出金2,015万1,000円は、小坂診療所の特別会計への繰出金の増額によるものでございます。

12款予備費1,336万6,000円の増額は歳出額の調整でございます。

続きまして、121ページをお開きください。

下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

議第4号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ385万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,322万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。平成30年2月26日提出。

122ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

説明は事項別明細書にて行いますので、124ページをお開きください。

歳入の補正でございます。

4款繰入金、1目一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金385万2,000円の減額は、一般会計繰入金の減額によるものでございます。

125ページ、歳出の補正でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金385万2,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

以上で、議第3号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）及び議第4号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

説明の途中ではありますが、ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時20分とさせていただきます。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議第5号及び議第6号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書127ページをお開きください。

議第5号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成29年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ481万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも1億9,694万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成30年2月26日提出。

それでは、128ページをお開きください。

第1表 歳入歳出補正予算の歳入でございます。

歳入については、1款サービス収入、1項介護給付費収入324万2,000円の増額、2項自己負担金収入199万円の増額。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は884万1,000円の減額でございます。

下段の歳出については、2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費で267万9,000円の減額、3項居宅予防サービス計画事業費で194万2,000円の減額でございます。

次ページからは補正予算の説明でございます。詳細は事項別明細書で御説明申し上げます。

130ページをお開きください。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目施設介護サービス費収入324万2,000円の増額は小坂老健施設利用者の増によるものでございます。

2項自己負担金収入、1項自己負担金収入199万円の増額につきましても利用者の増によるものでございます。

131ページ下段の6款繰入金、1項一般会計繰入金は、サービス収入増及び職員手当等の変更により、小坂老健施設分で779万7,000円、居宅予防サービス計画事業分で104万4,000円の884万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、132ページをお開きください。

歳出は、2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費で267万9,000円の減額は、会計間異動に伴う職員手当等の変更、日々雇用職員の雇用ができなかったことによる賃金の減額。

133ページ下段、2款サービス事業費、3項居宅予防サービス計画事業費194万2,000円の減額は、ケアプラン作成業務委託職員報酬の減額が主なものでございます。

135ページからは給与費明細書でございます。

続きまして、139ページ、議第6号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）でございます。

平成29年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めると

ころによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億9,517万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも37億2,006万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成30年2月26日提出。

次、140ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、1款保険料は1,232万9,000円の増額、4款国庫支出金は1億412万9,000円の減額、5款支払基金交付金は7,925万2,000円の減額、6款県支出金は3,648万2,000円の減額、10款繰入金は8,702万6,000円の減額でございます。

次に141ページ、歳出は、1款総務費853万2,000円の減額、2款保険給付費2億7,354万8,000円の減額、5款地域支援事業費1,324万8,000円の減額でございます。

事項別明細書で御説明申し上げますので、145ページをお開きください。

まずは歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号保険者保険料1,232万9,000円の増額は、特別徴収保険料で2,207万円の増額、普通徴収保険料で974万1,000円の減額による相殺でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金5,413万6,000円の減額。

2項国庫補助金、1目調整交付金4,570万1,000円の減額は、地域密着型介護サービス給付費など、介護給付実績減による減額が主なものでございます。

次に、146ページをお願いいたします。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金7,659万5,000円の減額についても、地域密着型介護サービス給付費など介護給付実績減による減額。

2目地域支援事業支援交付金265万7,000円の減額は、介護予防、生活支援サービス事業費実績減による減額でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金3,476万7,000円の減額についても、地域密着型介護サービス給付費など介護給付実績減による減額でございます。

次に、147ページでございます。

10款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金3,419万3,000円の減額は、事業費実績減に伴う減額。

2目その他一般会計繰入金、事務費繰入金592万2,000円の減額は、平成30年度制度改正に伴う介護認定審査システム改修の委託料変更による減額に伴う繰入金の調整でございます。

次に、148ページをお願いいたします。

2項基金繰入金、1目介護保険基金繰入金4,348万円の減額は、歳出予算減額に伴う減額でございます。

続いて、歳出でございます。

149ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、一般管理諸経費の727万2,000円の減額は、平成30年度制度改正に伴う介護認定審査システム改修の委託料変更による減額でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費2,124万4,000円の減額は、通所介護居宅療養管理指導等の利用者数が増加しなかったことによる実績に合わせた減額でございます。

3 目地域密着型介護サービス給付費1億7,479万2,000円の減額は、地域密着型老人福祉施設、特養において、施設入所ユニットの閉鎖、認知症対応型通所介護事業者の休止に伴う利用者数の減による減額が主なものでございます。

次に、151ページをお願いいたします。

5 目施設介護サービス給付費1,146万円の減額は、人材不足により介護老人保健施設の利用者数が減じたことによる減額。

8 目居宅介護住宅改修費372万円の減額は、住宅改修の実績が減じたことによる減額。

9 目居宅介護サービス計画給付費648万円の減額は、認定者数が伸びなかった状況で居宅介護支援利用者数の減による減額でございます。

次に、152ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費793万2,000円の増額は、介護予防サービス事業のうち、総合事業へ移行する訪問介護、通所介護事業以外の介護予防事業の実績見込み誤りによる増額でございます。

3 目地域密着型介護予防サービス給付費2,318万9,000円の減額は、介護予防地域密着型通所介護で認定者数が伸びない状況で利用者がふえなかったことによる減額が主なものでございます。

153ページへ行きまして、6 目介護予防住宅改修費277万2,000円の減額は、認定者数が伸びていない現状で利用者数が伸びなかったことによる減額。

7 目介護予防サービス計画給付費422万4,000円の減額も、同じように利用者数が伸びなかったことによる減額でございます。

次に154ページ、5 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費426万円の減額は、要介護認定者の高額自己負担に対する償還給付で、利用者数が伸びないことの影響によるものでございます。

8 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費2,452万8,000円の減額は、低所得の要介護者の施設入所、短期入所サービスにおける自己負担限度額の超過分に対して給付実績が少なかったことによる減額でございます。

次に、155ページでございます。

5 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、5 目任意事業の260万円の減額は、老人福祉費扶助として実施している家族介護支援事業における介護用品利用の実績減が主なものであります。

次に156ページ、3 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス

事業費732万円の減額は、年度途中から開始をされました事業で、通所型サービスCなどの利用者数が予定より少なかったことによる減額が主なものでございます。

157ページの4項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費248万5,000円の減額は、介護予防を推進する住民主体の通いの場のためのサロン事業の委託回数の減による減額でございます。

159ページからは給与明細書でございます。

以上、両特別会計につきまして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第7号及び議第8号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、163ページをよろしくお願いいたします。

議第7号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

平成29年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,133万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,034万1,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の補正、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

第3条、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第3表 地方債補正による。平成30年2月26日提出でございます。

続きまして、164ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金でございますが、605万9,000円の増額。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料でございますが、303万9,000円の減額。

6 款繰入金、2 項基金繰入金で1,185万2,000円の減額。

9 款市債、1 項市債でございますが、310万円の減額。

続きまして、165ページをよろしくお願いいたします。

歳出でございます。

2 款施設管理費、1 項施設管理費で1,293万8,000円の減額。

3 款施設整備費、1 項施設整備費358万3,000円の減額。

7 款予備費、1 項予備費591万5,000円の増額でございます。

続きまして、166ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。追加でございます。

3 款施設整備費、1 項施設整備費で、事業名、簡易水道施設整備費で、内容といたしましては、落合浄水場（29-1）改良工事、金山簡水国道41号線内配水管移設工事といたしまして8,760万

3,000円でございます。

続きまして、167ページでございます。

第3表 地方債補正でございます。

起債の目的は、簡易水道整備事業でございますまして、限度額の変更でございます。3億4,280万円を3億3,970万円に変更するものでございます。あとの起債の方法、利率、償還については変更前と同じでございます。

続きまして、171ページの歳入から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

歳入でございますまして、1項の分担金、2目加入分担605万9,000円の増額でございます。これは分担金の確定によるものでございます。

2款使用料及び手数料の1目水道使用料でございますが、使用水量の確定によります減額で、303万9,000円でございます。

続きまして、173ページをよろしくお願いたします。

繰入金でございますが、1目基金繰入金で1,185万2,000円の減額でございます。これは財源調整でございますまして、歳出予算補正に伴うものでございます。

続きまして、一番下でございますが、市債でございます。水道整備事業債で310万円の減額。これは整備工事の確定により、市債の減額を行ったものでございます。以上でございます。

歳出でございます。

174ページでございますが、2款施設管理費、1項施設管理費、1目施設管理費でございます。1,293万8,000円の減額でございます。これは施設管理費の確定に伴う減額でございますまして、その内容といたしましては、諸委託料で606万円の減額、工事請負費といたしまして480万円の減額になっております。

3款1項の施設整備費でございますが、358万3,000円の減額となっております。これは工事費の確定によるものでございます。

続きまして、176ページをお願いたします。

最下段、予備費でございますが、591万5,000円の増額でございます。これは今回の補正に伴うものでございます。

177ページは給与費明細書になってございます。

178ページでございますが、起債の調書でございますまして、右下でございますが、37億1,105万5,000円が29年度末の見込み額となっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、179ページをよろしくお願いたします。

議第8号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成29年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,400万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,921万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

地方債の補正でございます。第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。平成30年2月26日提出でございます。

続きまして、180ページをよろしくお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項の分担金といたしまして853万2,000円の増額、2項の負担金といたしまして661万2,000円の増額。

2款使用料及び手数料の1項使用料でございますが、462万7,000円の増額。

6款繰入金、1項他会計繰入金といたしまして3,208万6,000円の減額。

9款市債、1項市債でございますが、170万円の減額でございます。

続きまして、181ページでございますが、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費で311万5,000円の減額。

2款施設管理費、1項施設管理費715万8,000円の減額。

3款施設整備費、1項施設整備費といたしまして292万7,000円の減額。

5款の公債費、1項公債費で79万5,000円の減額となっております。

続きまして、182ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。

3款施設整備費、1項施設整備費、事業名といたしましては農業集落排水施設整備で、羽根水処理センター機能強化工事によるものでございます。2,346万9,000円でございます。これは国の補正に伴いまして追加工事となったものでございまして、その旨、繰り越しをさせていただくというものでございます。

続きまして、183ページでございます。

第3表 地方債の補正でございます。

起債の目的、下水道整備事業でございます。限度額、当初でございますが、1億1,060万円を1億890万円に変更するものでございます。その他、起債の方法、利率、償還の方法は従前どおりでございます。

続きまして、187ページをよろしくお願いいたします。

歳入でございます。

分担金でございますが、1目の下水道分担金853万2,000円は分担金の確定によるものでございまして、内容といたしましては、萩原処理区が10件、金山処理区が6件で、これが主なものでございます。

続きまして、1款分担金及び負担金、2項の負担金でございますが、下水道負担金661万2,000円の増額でございます。これは主に公共下水道の下呂南部処理区の負担金の増でございます。

続きまして、189ページをお願いいたします。

6 款の繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金といたしまして3,208万6,000円の減額でございます。この内容といたしましては、右の説明欄でございますように、事務費分としまして、基準外で885万4,000円の減額、これは主に管理費に当たるものでございます。公債費分の基準内は起債の償還利子に係るものでございます。高資本費対策分といたしましては、特定環境保全公共下水道と公共下水道に係るものでございまして、主なものといたしましては、金山の有収水量の汚水のほうの負担金を計算いたしましたところ、この1,699万3,000円というものが減額になっております。以上でございます。

それでは、歳出のほうでございますが、191ページでございます。

一般管理費311万5,000円の減額。これは主に一般管理諸経費臨時の委託料でございまして、この委託料におきましては諸委託料でございまして、システム及びうちの水道に係るものでございまして、これを水道、下水、簡水と割っておりまして、その諸委託料の減額でございます。

2 款施設管理費、1 項施設管理費、公共下水道施設管理費の202万5,000円の減額でございますが、これは下呂の公共下水道、湯之島浄化センターに係るものでございまして、確定による減額でございます。

続きまして、特定環境保全公共下水道施設管理費の405万2,000円の減額でございますが、これは主に管理費の中の電気料でございます。

同じく農業集落排水施設管理費におきましても、右の欄でございますが、需用費の中の電気料が主なものでございます。

続きまして、193ページでございますが、3 款施設整備費、1 項施設整備費、5 目防災・安全交付金事業の補正でございますが、190万円の減額でございます。これも下呂公共下水道処理区の整備に係るもので、委託料でございます。

続きまして、195ページでございますが、これは給与費明細書になっております。

続きまして、196ページでございますが、右下をごらんくださいませ。残高見込みに関する調書でございまして、134億121万7,000円が29年度末の見込み額となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の補正予算説明を終了させていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第9号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

それでは、補正予算書197ページをお開きください。

議第9号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成29年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ78万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも3億471万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成30年2月26日提出。

それでは、198ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主要内容につきまして、1款診療収入は365万円の増額。

7款繰入金2,049万6,000円の減額。

10款市債1,740万円の増額でございます。

次に199ページ、歳出は、1款総務費60万円の増額。

2款医業費18万1,000円の増額でございます。

次に、200ページへ行きまして、第2表 地方債補正でございます。

起債の目的は、診療施設整備事業で、限度額を1,500万円から3,240万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

事項別明細書で御説明申し上げますので、202ページをお開きください。

まずは歳入でございます。

1款診療収入、1項医業収入、2目外来収益376万円の増額は、馬瀬診療所外来患者数の増によるものでございます。

7款繰入金、1項繰入金、1目繰入金2,049万6,000円の減額は、一般会計繰入金で2,322万6,000円の減額、基金繰入金で1,742万1,000円の減額、他会計繰入金で2,015万1,000円の増額による相殺でございます。

10款市債、1項市債、1目市債1,740万円は診療所機器整備事業債でございます。

次に205ページ、歳出につきましては、少額及び財源内訳の組み替えによるものでございますので、省略させていただきます。

209ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。

診療施設整備事業債につきましては、右下の6,910万円が年度末見込み残高となる予定でございます。

以上で平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第10号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（齋藤和弘君）

それでは、補正予算書の211ページをお開きください。

議第10号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成29年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも491万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。平成30年2月26日提出。

次の212ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の上段の歳入でございます。

1款財産収入、2項財産売払収入151万9,000円は立木の売払による増額でございます。

続いて、下段の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費189万円は、歳入の増額による基金の積み立てが主なものとなっております。

213ページからは、今ほど申し述べました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第11号について詳細説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

補正予算書の217ページをお願いいたします。

議第11号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,508万4,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年2月26日提出。

次の218ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。内容について御説明を申し上げます。

3款の諸収入、1項雑入60万円の減額でございます。これは、給食費負担収入現年度分の確定によります減額でございます。

続きまして、下段は歳出でございます。

1款学校給食費、1項学校給食費で賄い材料費を60万円減額するものでございます。これは、今回の歳入補正によりまして賄い材料費を減額するものでございます。

次のページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書となっておりますので、説明を省略させて

いただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第12号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、223ページをお願いいたします。

議第12号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、平成29年度下呂市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度下呂市水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益といたしまして、631万6,000円の増額。

下段で2款水道事業費用といたしまして、909万9,000円の減額でございます。

224ページをお願いいたします。

第3条でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,159万5,000円は」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,717万6,000円は」に、「損益勘定留保資金3,103万6,000円及び消費税資本的収支調整額55万9,000円」を「損益勘定留保資金2,686万8,000円及び消費税資本的収支調整額30万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。平成30年2月26日提出。

225ページをよろしくをお願いいたします。ここで補正の内容について御説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございます。主な補正について御説明をさせていただきます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益600万円の増額は使用料増に伴うものでございます。

2項営業外収益、7目雑収益につきまして30万5,000円は、工事請負契約不履行に伴う違約金でございます。

続きまして、2款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で691万4,000円の減額です。この主な内容といたしましては、委託料で浄水場の施設管理業務で40万8,000円、取水施設土砂除去で30万円、飛騨川取水の暗渠清掃で135万円、膜ろ過薬品洗浄委託で356万4,000円が主なものでございます。

2目の配水及び給水費448万4,000円の減額は、委託料で168万2,000円。内容といたしましては、漏水調査で113万7,000円、量水器取りかえで34万8,000円、減圧弁点検等で19万7,000円でございます。修繕料は241万6,000円の減額でございます。内容といたしましては、給配水管漏水修繕といたしまして、なかったことで175万円の減額、減圧弁修繕に40万円の減額、機器修繕として26万6,000円が主なものでございます。

3目総係費につきまして、減額は主に職員の手当等でございます。

2項営業外費用、2目消費税といたしまして221万円の増額は、主に給水収益の増によるものでございます。

3項特別損失、3目過年度損益修正損112万1,000円の増額は、過年度過誤納還付金の調整によるものでございます。

226ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。

3款資本的収入、2項負担金、1目負担金91万3,000円の増額は、配水管移設工事に伴う補償が主な内容でございます。

次に、支出でございます。

4款資本的支出、1項建設改良費、1目改良費でございますが、350万6,000円の減額は、業者の倒産によりまして舗装工事ができなかったということで、主な内容はこれでございます。

227ページ以降はキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などになってございますので、説明を省略させていただきます。

議第12号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

説明終了まで継続をいたします。

続いて、議第13号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、補正予算書の237ページをお開きください。

議第13号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第5号）。

第1条、平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項の営業費用について960万5,000円を増額補正し、補正後の額を2億7,308万7,000円とするものでございます。平成30年2月26日提出。

次ページから242ページまでは予定キャッシュ・フロー計算書、並びに予定貸借対照表でございますので、お目通しください。

次に、243ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書で補正額の説明をいたします。

支出の部の上段から3段目の5目資産減耗費、固定資産除却費において、附記の欄でございますが、土地除却費461万円は、歳時記の森の土地の一部であります屋敷門、旧の管理事務所でございますけれども、そちらの建物及び敷地について、公営企業財産合掌村事業会計の固定資産よ

り下呂市公有財産へ移管するためのものがございます。

下記の地域文化伝承事業除却費499万5,000円につきましては、しらさぎ座影絵劇終了に伴いまして、影絵劇制作費の減価償却費残高の除却費でございます。合わせまして960万5,000円の増額補正でございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第14号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤宗広君）

それでは、補正予算書245ページをお願いいたします。

議第14号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

第1条、平成29年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものがございます。

収入につきまして、第1款病院事業収益を1,555万円減額し、14億9,822万8,000円とするものがございます。内訳としまして、第1項医業費用を1,555万円減額し、12億1,561万9,000円とするものがございます。

支出につきまして、第1款病院事業費用を2,319万3,000円減額し、15億3,968万6,000円とするものがございます。内訳としまして、第1項医業費用を2,452万5,000円減額し、14億6,501万5,000円とし、第2項医業外費用を133万2,000円増額し、2,942万1,000円とするものがございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「8,175万4,000円」を「7,491万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものがございます。

収入につきまして、第1款資本的収入を14万5,000円増額し、6,584万4,000円とするものがございます。内訳といたしまして、第5項寄付金を14万5,000円増額し、14万5,000円とするものがございます。

次のページで、支出につきまして、第1款資本的支出を669万8,000円減額し、1億4,075万5,000円とし、内訳として、第1項建設改良費を669万8,000円減額し、4,635万5,000円とするものがございます。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものがございます。

(1)職員給与費を97万9,000円増額し、8億2,662万5,000円とするものがございます。

第5条、予算第8条に定めた棚卸資産の購入限度額「1億3,371万4,000円」を「1億1,665万4,000円」に改めるものがございます。平成30年2月26日提出。

それでは、247ページをお願いいたします。

平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきまして、第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益を3,453万円減額し、6億6,700万円に、2目外来収益を1,898万円増額し、4億4,298万円にするものでございます。説明といたしまして、入院収益では、入院患者数を当初1日当たり78人で見込んでいましたが、4人減の74人に見直したことによる減、また外来収益につきましては、1人1日当たりの収入単価の増による補正であります。

続きまして、248ページをお願いいたします。

支出の主なものといたしまして、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費を109万5,000円増額し、8億7,896万9,000円に、2目材料費を1,872万円減額し、1億9,337万4,000円に、3目経費を690万円減額し、2億7,091万8,000円にするものでございます。内訳といたしまして、給与費は、看護職員を1月1日付で1名採用したことによる増額、材料費は、注射等の薬剤費の減額、経費は、整形外科医などのパート医師の報償費の減額が主なものでございます。

249ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出ですが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費を669万8,000円減額し、3,721万2,000円とするものでございます。内訳といたしまして、備品購入の入札差金による減額によるものでございます。

250ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時13分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、休憩前に説明をいただきました補正予算13件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

一般会計について質問します。

まず13ページの市民税ですけれども、補正額が5,700万円、それから12月の補正で補正額がやっぱり2,400万円ありましたね。これ足すと8,000万円超えるような増額です。プラスすると、固定資産税も350万円、12月が800万円ということで1,000万円ですね。ここに当初組んでいた予算より増額分が生まれています。12月議会でも質問しまして、見込みで悪いという質問ではないと。

私はそういう立場で質問するんじゃないよと。ここに当初よりも財源ができてきたんじゃないかということで質問しました。それから、16ページで地方交付税、特別交付税が1億円増額になっています。そして、27ページで財政調整基金の減額が3,000万円行われています。このように、当初の予算からするとふえてきているんですね、財源が。このことをもっと市民生活に、それから市長が強調している子育て支援に何で使わないんだというふうに12月議会で反対討論しました。そのような姿勢で今回もこういう財源が出てきているわけですから、どう考えるのか質問します。

そして、結局、財調についてですけれども、去年の3月の当初予算で14億6,500万円取り崩すという予算を組んだわけですが、実際1年間で取り崩したのは6月補正の8,500万円だけで、年間の積立金は、私がチェックしただけですが、6億を超しているんじゃないか。14億取り崩す予定だったのが、実際は6億円を超える金額を平成29年度に積み立てたんじゃないかと思うんですが、その点についてもお答えください。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

市税等につきましては、12月のときにも御説明させていただきましたように見込みで上げてございますので、そちらのほうは実績に近い金額ということで、今回増額になってきておるところでございます。

それから、先ほどの27ページの基金繰入金につきましては、こちらには財政調整基金への繰入金はございません。公共事業基金繰入金以下5つの基金への繰入金ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。目的に応じた基金でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

財政につきましては、今年度、まだ決算が出ていないのではっきりしたことは申し上げられませんが、間違いなく財政調整基金というのは取り崩しになっていくというところでございます。

そうした中で、今後ますます基金の減額、こういったものは出ております。以前と比べますと、確かに時期的に緩和されたところはあるかもしれませんが、今までの下呂市の規模の財政を賄おうとした場合には、やはり財政調整基金を崩していかなければ歳入歳出のバランスがとれないというところがございます。

行政改革を進める中で、公の施設もそうですし、職員の削減であったり、組織の見直しであったり、それぞれの事業の見直しも含めまして、今後より精度を高めていくことで、最終的には身の丈に合った財政の運営ができるよう進めていかなければならないというふうに思っております。

決して、平成31年度問題が先に延びたといひましても、根本的な解決にはいまだ至っていないというふうに理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伊藤巖悟君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

先ほど私が言った27ページは私のチェックミスですけれども、財調のことについての質問については、1つ具体的にお聞きしましたので、答えていただきたいと思いますと思うんですけれども。

〔発言する者あり〕

○議長（伊藤巖悟君）

中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

今の質問、また予算委員会のほうでやらせていただきますので、今の質問は取り消しますけれども、総務部長、確かに全体としての予算は厳しくなっていますよね。前年度に比べて厳しい状況があることはわかっています。しかし、当初に組んだ予算より増額になってきているわけでしょう。だから、この金をもっと積極的に使おうじゃないかという提案をずうっとしているわけです。今度、市も、予算の中でそういうふうに2億円を積極的な政策的事業に展開するというところで、来年度展開されるわけですから、そういう積極性を示す予算を組むべきだということを強く求めておきます。以上で終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

今、特別交付税の質問があったんで、関連でちょっとお聞きしたいというか、教えていただきたいんですが、特別な交付税ということで、普通交付税とはまた違うんだろうと思いますけれども、普通の認識では、例えば特別なときの財源需要といいますか、例えば大きく言うと震災復興に使うお金、また我々に関係するところでは除雪費ですね。今回も3,600万円の増額補正が出ておりますが、この特別交付税1億について、累計6億になるわけですが、来年度も6億という予算計上がしてありますけれども、これの考え方ですが、あくまでも特別な財政需要ができたときに交付されるのか、今、段階的な交付税の縮減の中で財源不足が発生しますよね。そういったことも含めて交付されるのか。その辺の考え方というか、御説明いただきたいということ。

それから、40ページのふるさと応援基金の件ですが、一応5,300万、基金積み立てをして、来年度は全部取り崩すということでございました。ほかにふるさと基金というのが4億ちょっとあると思うんですが、ふるさと基金とふるさと応援基金の違いを教えてください。

それと、44ページのデマンド事業で30万という増額が出ておりますが、もう少し具体的な内容を教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（伊藤巖悟君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

特別交付税の考え方ということですので、ちょっと私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

特別交付税につきましては、大きく分けましてルール分というのがございます。これはよく言われますように、国の補助金のかわりに、何かあったら特別交付税で措置しますよ。今、一番わかりやすいのは多分おこし隊の400万に対する交付税が特別交付税のほうで入ってくるということなんですが、そういうような決められたものと、先ほど議員おっしゃいましたように災害等であったりとか、そういう部分で予期せぬものということで交付されるものがやはりございます。市といたしましては、毎年、国に対して、そういうふうなものを積算いたしまして、夏ぐらいからどんどん出していくわけなんですけど、その中で、最終的に国が予算の中で各自治体に割り振ってくるというような形でございます。

近年の様子を見てみますと、大体6億円ぐらいが常に入ってきておるということでございますので、これはいろいろな部分で市が投資したところに対する交付金というような考え方でございますので、ある意味ひもつきではございませんけれども、市の投資したところに要は穴埋めをしていただけるような考え方でよろしいのかなというふうに思っております。

今後については、なかなか今、国のほうの財政も厳しい状況でございますので、その辺の金額についてはこれからやはり精査をしながら、しっかり要求するところは要求していくということで、今、財政当局は進んでおりますので、考え方としてはそういうふうなことでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

恐れ入ります。今のふるさと基金につきましては、後ほどちょっと調べた上で御返答させていただきます。

○議長（伊藤巖悟君）

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

ちょっと資料のほうを持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（伊藤巖悟君）

中島達也君。

○13番（中島達也君）

今、特別交付税は公室長の説明があつて理解できました。ということは、どちらにしても、合併特例の段階的な縮減というのはこれからも絶対続いていくと。大体、今、年に2億ぐらい減っ

ていくんですかね。そういう中で、国のほうでも、あと延伸というのが市長会のほうでも出されておると思うんですが、こういったことも力強く室長にはやっていっていただきたいなと思いますし、また予算委員会でやらせていただきますが、ちょっと市長、その辺の交付税の段階的な縮減について、市長会での動きをお聞きします。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま御質問いただいた件につきましては、全国市長会のほうから国にもしっかりと要望しておりますし、合併特例債の延長についても、同様に強く要望しておりますのでございます。

また、先ほど財調についての御質問もございましたけれども、市政発足後、約50億ほど積み立ててまいりました。しかしながら、これを計画的に運用せざるを得ない状況になっているということだけしっかり御認識をいただきながら、また市民の皆様のために計画的な運用を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

一般会計の81ページをお願いいたします。地域再生計画推進事業のところマイナス110万3,000円の説明で、先ほど外部委託がなくなったので減額になったという説明をいただきましたので、詳しい内容を教えてください。

○議長（伊藤巖悟君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

これにつきましては、ここの諸委託料ということでございますが、今回、全体の構想と、それから、旧ホテル下呂館跡地の基本設計を行うということで進めておりました。それが当初の予定どおりいけば、次のステップへ向かうための計画づくりをしていくということで、新たな委託事業を予定しておったんですが、まことに申しわけございませんが、今ちょっと進捗がおくれておまして、それができないということで、この102万3,000円というものを減額させていただくということでございます。今回、先日お示しをしましたものとはちょっと別のものというところで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤巖悟君）

ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

特別会計のほうで介護保険事業のところの先ほどの説明に関してお尋ねをいたします。

ページでいいますと145ページ、まず歳入のほうで、第1号被保険者特別徴収の保険料が2,000万ほど増額になっていますが、こんなに特別徴収の部分が補正増額という、その理由をもう少し説明いただきたいと思います。

それから、ちょっと関連をしてきますけれども、150ページ、151ページの介護サービス事業の居宅介護サービスの部分で2,124万ほど減額になっております。ここは通所の利用者がふえなかったという説明ですけれども、居宅でデイサービスとか、一番利用される部分がなぜこんなに減額になったのか、ちょっと原因と申しますか、理由が、ただ利用がふえなかったからということじゃなくて、ここをどういうふうに見てみえるのかお尋ねします。

それから、151ページのほうに行きますけれども、施設介護サービス給付費、人材不足による利用者の不足ということでしたけれども、施設介護と申しますと特養とか老健になると思います。地域密着型のほうは、1ユニットが閉鎖によって1億7,000万減額になっておりますけれども、こちらの施設介護サービス給付のほうはどういう施設介護なのか、ちょっとこの部分でもう少し説明をお願いします。

その下になりますけれども、151ページ、居宅介護サービス計画給付費の部分ですが、認定者が伸びなかったと。高齢化が進んでいる中で認定者が伸びなかったということはということなのかということ、このところもその理由をお願いしたいと思います。

152ページのほうです。今度は予防サービスのほうです。予防サービスのほうで、まず介護予防サービス給付費というのが793万2,000円増額になっております。これは総合事業へ移行したという、29年度中に移行しなくちゃいけないということで、28年度末か。この部分で、以前こういう部分でも大分お尋ねしましたけれども、担当部のほうではその説明が、まあサービスはほとんど移行なので変わらないというふうの説明をされてきました。特に介護予防はみなし委託で、今までやっていた事業者にそのまま事業を委託するという形をとられたと思います、29年度。何でこんなに減っているのか、その理由です。先ほどは見込み誤りというふうなことをおっしゃいましたけど、この部分が今まで変わらない変わらないという説明でしたので、理由をお聞かせください。

それから、地域密着型介護予防サービスの部分が大きく減額、利用者が減っているということですが、これも今の部分でこの利用者がなぜ減っているのか。介護予防ですので、軽度の部分だと思いますが、この部分の理由を教えてください。以上にしておきます。

○議長（伊藤巖悟君）

答弁を簡潔にお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

まず、介護認定状況の関係から行かせていただきます。

介護認定状況につきましては、平成28年度被保険者数が1万2,682人でございます。その中で要介護認定者数は2,040人、16.1%が要介護認定という形になっております。それから、平成29年度、11月現在なんです、11月現在につきましては要介護認定者が2,068人、28人の伸び、16.3%という形になっておまして、認定者数が伸びておらないというのは、どちらかという横ばい状態、認定が行われていないという状況でございます。

それから、第1号被保険者の保険料の増額でございますが、これにつきましては、一応特徴のほうに伸びておるといのは、普通徴収のほうはやはりここら辺で伸びなかった。減額をせざるを得なかったというような形でございます、特徴のほうに切りかえられているところもございまして、その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、150ページの居宅介護サービス給付費のほうでございます。居宅介護サービス給付費のほうにつきましては、先ほど議員の言われました移行ですね。地域密着、通所への移行が平成29年度に行われておまして、通所介護のほうはかなり下がったということの減額でございます。

○11番（吾郷孝枝君）

理由です。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

理由ですか。ちょっと一回説明を終わらせていただいて、整理をさせていただきます。済みません。

○議長（伊藤巖悟君）

先ほどの答弁をお願いします。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

先ほどのデマンドの30万の増額でございますが、当初、この30万というのは下呂のデマンドバスの分でございます。当初132日を見込んでおたわけなんです、その見込みが積算よりも多くの日数のデマンドの予約があつて、運行するというので、30日分を増額するというので30万円の増額ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

先ほどのふるさと応援基金とふるさと基金の違いなんですけれども、ふるさと応援基金につきましては、ふるさと寄附金を積み立てるといものでございますし、ふるさと基金につきましては、地域経済振興、文化振興、その他、活性化を図るために要する経費に充てる基金ということで、地域総合整備事業債を活用した旧益田広域ふるさと基金から成っておるといものでございます。平成29年度の残高としましては5億4,800万ほどとなっております。

それからもう1点でございます。財政調整基金、今年度の取り崩し額ですけれども、見込みで

すが、今のところ8億円程度を考えております。

[挙手する者あり]

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

わかりました。デマンド事業なんですけど、増額になったということは、それだけ需要があるというふうに判断したいと思います。特に新年度、交通体系等々の見直しをやられるということですので、この辺をしっかりと精査していただいて、取り組んでいただきたい。特に新年度、スーパーがなくなる地域においては移動販売事業ということを補助事業でやられるということで大変いいことだと思いますが、これはやはり食料の調達という意味プラス、通院というふうな観念、それから金融機関等々、コンビニも3月4日から始まるんですかね、住民票の交付なんかが。コンビニまでの足、こういったものを総合的に判断していただいて取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。

基金についてはわかりました。ありがとうございました。

○議長（伊藤巖悟君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

先ほどの居宅介護サービス給付の減額の理由でございますが、これは地域密着型通所への移行による見直しで3,171万9,000円ほどの減額というふうになっておりますので、制度の移行での減額が主なものでございます。

○議長（伊藤巖悟君）

吾郷議員、よろしいですか。

○11番（吾郷孝枝君）

はい、それはわかりました。あと、予防サービスの総合事業のほう。

○議長（伊藤巖悟君）

この件は後に回します。

ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

宮川議員。

○7番（宮川茂治君）

154ページのところの特定入所者介護サービス費の中で2,400万ほどが減額になっておることやけれども、これはそういう入所者がうんと減ってきておると意味なのか、どういうことなのか、ちょっと教えてくれ。

○議長（伊藤巖悟君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

先ほども説明をさせていただきましたが、特定入所者につきましては、生活保護とか、そういった形の入所者の方の限度額を超えた分の市の負担でございます。そういった方々の介護の短期入所とか施設入所の費用が減っておりますので、その関係による減額でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ここで暫時休憩します。再開は1時40分といたします。

午後1時31分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

先ほどの793万2,000円の増額の理由でございますが、これにつきましては、先ほど少し説明が下手だったと思いますが、利用者数の計算間違いというものが一つ、見込みがありまして、こちらでの事務のあれによるものでございます。まことに申しわけございませんでした。

それから、その下の地域密着型介護サービス給付費につきましては、年度途中からの事業というようなことでございまして、見込みが甘かったということ、それから利用者が少なかったということでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま説明いただきました議第2号から議第14号につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第2号から議第14号までの13件については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、本13件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本13件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第2号 平成29年度下呂市一般会計補正予算（第12号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議第2号については原案のとおり可決されました。

議第3号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第3号については原案のとおり可決されました。

議第4号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手多数でございます。よって、議第4号については原案のとおり可決されました。

議第5号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第5号については原案のとおり可決されました。

議第6号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議第6号については原案のとおり可決されました。

議第7号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第7号については原案のとおり可決されました。

議第8号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第8号については原案のとおり可決されました。

議第9号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）、

本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第9号については原案のとおり可決されました。

議第10号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第10号については原案のとおり可決されました。

議第11号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第11号については原案のとおり可決されました。

議第12号 平成29年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第12号については原案のとおり可決されました。

議第13号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第13号については原案のとおり可決されました。

議第14号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第14号については原案のとおり可決されました。

◎市長施政方針説明

○議長（伊藤巖悟君）

日程第23、市長施政方針の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

本日、平成30年第1回下呂市議会定例会が開催されるに当たり、上程いたしました平成30年度予算を初め、諸議案の御審議をお願いいたしますとともに、平成30年度に向けた所信の一端及び施策の概要を申し述べさせていただきます。

平成30年度は市政発足15年目の年であります。また、市長就任3年目となる私にとっても節目となる大切な年でもあります。

私の基本理念である「まちづくりは人づくり」と、4つの基本政策である「若い人や女性が輝

き、高齢者の笑顔あふれるまち」「地域間の融和と伝統あるまち」「交流から生まれる活気あるまち」「防災力で安心して住めるまち」の実現が市民の皆様に幸福感として伝わり、地域において広く波及していくことを強く望んでおります。

そのため、平成30年度は、前年度のキーワードである「健康」に加えて、「つなぐ」を意識した行政運営を行ってまいります。

まずは、平成30年度の大規模事業である新クリーンセンター整備事業、一般廃棄物最終処分場整備事業、北部学校給食センター改築事業、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア整備事業、御嶽山飛騨小坂口登山道整備事業、下呂ネットサービスの金山地域F T T H化事業などの建設事業をしっかりと進めてまいります。

さて、ことしに入り、子育て世代の女性と市政懇談会を行い、子育てに関する貴重な御意見を直接お聞きする中で、不安や悩みを抱えて子育てを頑張っておられることがよくわかりました。下呂市で安心して子供を産み育てられるよう、関係機関への働きかけと各種事業を積極的に展開してまいります。

具体的には、中学生の子供を持つ親を支援するため、昨年9月定例議会において御承認いただいた子育て応援基金を活用した給食費半額支援を本年4月から実施いたします。また、平成29年度から配置している2人の社会教育主事を軸に、小・中学校期における保護者の不安解消や親としての成長を目指す学習活動、仲間づくりなどの家庭教育学級の指導や支援、妊娠期から乳幼児期に携わる父母らを対象に、UPカフェ、赤ちゃんカフェ、親学び講座などの各種事業を充実させてまいります。子育て支援とともに、中学生が人権や命の大切さを学ぶ命のふれあい講座、社会性やふるさと下呂への愛着を高めるため、地域でボランティア活動をするふるさとジュニアサポーターといった事業も展開してまいります。

あわせて、健康づくりについても強力で推進したいと考えております。市民の皆様一人一人が「食べることは生きること」の考えのもと、家族が減塩によって元気で長生きできるよう、子供のころから減塩を意識した食生活に関心を持てるような取り組みを実施してまいります。

また、自分の健康は自分で守るという認識を楽しみながら身につけてもらう仕組みとして、健康づくりにつながる行動に応じたインセンティブを減塩食品や商品券と交換できる特典ポイントとして付与する事業を計画しております。ポイント付与に当たっては、マイナンバーカードのマイキープラットフォームの活用も視野に入れながら、健康推進につながる取り組みを進めてまいります。

特に平成30年度より約2億円の一般財源を確保し、私の掲げた基本理念、基本施策を実現してまいります。平成30年度は、今ほど申し上げました施策も含め、市長裁量枠重点実施事業として、2億4,000万円の一般財源で27事業、総額5億8,800万円の事業に取り組みます。あわせて、下呂市の最上位計画である第2次総合計画の着実な推進をしてまいります。

初めに、結婚支援では、カップリングイベントの開催など、飛騨3市1村での連携による各種結婚相談事業及び市内の結婚支援団体への支援によるさらなる出会いの場づくりの充実に積極的

に取り組むこととしております。

新たな妊産婦支援事業として、産後のお母さんの心身ケアを、下呂温泉病院等の医療機関で実施する産後ケア事業、産婦健康診査事業と、母乳マッサージや育児全般の相談支援として、母乳育児相談助成事業に取り組むこととしております。

医療関連事業では、岐阜県、近隣自治体との連携による産婦人科医、三次周産期医療機関分娩体制整備、放射線治療医確保、ドクタープール事業など、医師確保と医療体制の充実に取り組むとともに、若年期の生活習慣病対策として、中学3年生以上の若者検診を飛騨3市1村で連携して実施してまいります。

介護関連事業では、昨年12月定例会で御承認をいただいた介護職員確保対策事業、市内での介護職員初任者研修会の実施、介護人材登録バンク、トライアル雇用制度の創設を確実に進め、介護人材の確保に努めてまいります。あわせて、訪問介護事業を実施する事業者に対して、市街、郊外等、地域格差のない訪問介護サービスを提供していただけるよう、新たな支援制度を創設いたします。

社会福祉関連事業では、障がい児等への交通費助成を拡充し、障がい児福祉施策の充実に努めてまいります。また、日常生活に必要な食料品や日用雑貨品等の買い物が困難な方々への移動販売事業を中心とした社会貢献に資する先駆的なビジネスモデルに対する支援制度を創設いたします。

国が示す直近の月例経済報告では、個人消費の持ち直しや雇用情勢の改善などから、景気は緩やかに回復しているとしております。当市においてはまだまだ実感できない状況ですが、国では一億総活躍社会実現のための働き方改革が進められています。

生産年齢人口の減少に伴う人手不足が顕著となっている中で、下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つである「しごとをつくる」では、女性の働き方改革を進めるNPOが主体となり、子育て世代の女性をターゲットに、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりに取り組んでいただいております。働きながら子育てが可能なモデルの構築、就業マッチングなどに取り組むことで就業機会の拡大を目指すとともに、今ある「しごと」の魅力もしっかりと伝えることで、市外への人口流出を防止し、移住・定住者の確保による地域の活性化にもつながります。

そのような活動を支援するためにも、平成30年度は女性の活躍を応援すべく、就業、子育て、教育に関する相談・支援のワンストップ機能の構築を進めるため、お子さんと一緒に会議や仕事などに利用可能なコワーキングスペースを整備いたします。

教職員の負担軽減の一環として、市内の学校においては、市が設置している学業支援員の増員と事務機器等の設置、さらに中学校の部活動では複数の学校による合同練習の実施などにより、長時間勤務の軽減につながるよう努めてまいります。

移住定住促進事業では、U・I・Jターン促進のための家賃・住宅購入費等の助成と空き家等紹介制度の充実、移住お試し住宅の活用などに加え、飛騨地域創生連携協議会と協働しながら都市部への積極的な移住アプローチも展開いたします。

また、将来の農業生産を担う農業後継者及び新規就農者を確保するため、就農に至るまでの技術的指導や農業経営に対する座学、農地のあっせん、金銭的支援や資機材支援など、国・県の助成制度に上乘せする形で市独自のアグリサポートを新たに創設し、県、JA等、関係機関が一丸となり、相談から就農準備、就農後のフォローアップまで一貫した支援の充実を図ってまいります。

国による米の生産調整が平成30年産から廃止をされ、半世紀続いた米政策は終了するという大転換期を迎えようとしています。このような状況を踏まえ、飛騨3市1村とJAが連携し、米・食味分析鑑定コンクール国際大会を11月に高山市で開催いたします。飛騨の米の魅力を発信し、農家の生産意欲向上につなげるとともに、国・県補助事業等の活用により、農業基盤、集落環境の整備を引き続き実施してまいります。

畜産に関して、昨年開催された宮城全共において、残念ながら市内の牛の出場はかないませんでした。しかし、5年後の鹿児島全共への市内産牛の出場を目指して、受精卵を活用した牛群改良の取り組みを進めてまいります。また、減少の一途だった畜産農家にここ数年若い後継者の就農が見られるようになりました。意欲ある新規就農の若者を引き続き支援してまいります。

国においては、森林が持つ公益的な役割に対し、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設が検討されております。今後において、その制度を活用し、森林整備を初め、人材育成、担い手の確保及び木材の利用促進など、適切な森林整備・保全の推進に関係機関と連携し取り組んでまいります。

あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザの建設に下呂市産の木材を提供し、木造建築物のよさを広くPRして木材利用の促進につなげます。さらに使用した木材は、大会終了後、市に持ち帰り、学校教育の場や人が多く集まる場所でレガシーとして再利用を考えています。また、下呂市産材の利用促進を図るため、これまで市内に限定した建築への助成制度を市外で建築する場合にも支援できるよう拡充し、持続可能な林業振興を目指します。

観光振興では、市内年間宿泊客130万人を達成するために、生産性の向上や地域内消費の向上、商工業の活性化、地域振興へと連動した取り組みを強化してまいります。そのためにも、DMO事業の役割の明確化や、関係団体との官民一体の事業を推進してまいります。

また、2020東京オリンピック・パラリンピックを2年後に控え、都心部には世界中からアスリートやスポーツ関係者が集まることが予想されます。この絶好のチャンスを逃すことなく、下呂市への誘客強化及び都心部での情報収集と情報発信を積極的に行うため、東京事務所を開設いたします。

平成30年は明治改元150年という節目でもあることから、歴史的な郷土の偉人である加藤素毛にスポットを当て、文化遺産次世代伝承事業や、市内の文化資源である地歌舞伎の伝承事業に積極的に取り組んでまいります。

商工業振興では、地域の経済は依然として厳しい状況が続いていることから、中小企業への支

援として、事業所の新設や増設を支援する企業立地促進支援事業に加え、新たに創設される国の施策に基づく固定資産税の特例措置など、中小企業の設備投資に対する支援に積極的に取り組みます。また、中小企業を対象とする小口融資の限度額の引き上げと貸付期間の拡張を行い、あわせて、経営安定資金融資についても貸付期間を拡張します。新たに生活衛生関係の事業者を対象とする生活衛生改善貸付の利子補給制度を創設いたします。

旧下呂温泉病院跡地利用を初めとする地域再生計画につきましては、計画より進捗がおくれておりますが、平成30年度は下呂市森側の（仮称）観光交流センターの実施設計と、平成29年度の繰り越し事業として、（仮称）イベント広場の実施設計及び旧下呂温泉病院跡地利用の構想に基づく計画づくりなどを実施します。また、下呂市のような狭隘な道路で低コスト手法を用いた電線等の地中化事業を市内で初めて幸田地区において着手します。事業推進に当たっては、国や県、電気通信事業者と協力しながら実施してまいります。

道路関係では、国道41号屏風岩改良に続いて、門原防災が事業化され、昨年11月には中心くい打ち式が挙行されるなど、雨量規制区間の解消に向け事業が推進されています。一刻も早い事業の完成のため、今後も引き続き官民が連携して国に対する要望活動を実施するなど、事業の促進に取り組んでまいります。

県が管理する濃飛横断自動車道については、下呂・郡上間の残区間の整備促進と、2027年に開業が予定されているリニア中央新幹線岐阜県駅へのアクセス道路として大きな期待が寄せられている下呂・中津川間の整備促進を関係自治体と連携しながら強く要望していくとともに、国道257号川上Ⅱ期バイパスの早期完成及び数河・黒石間の整備、主要地方道下呂白川線や宮萩原線、一般県道門和佐瀬戸線などの県道整備促進についても、一刻も早い事業の完成を目指して働きかけてまいります。

市道につきましては、下呂市道路ビジョンに基づき、主要道路や主要施設へのアクセス整備など、市民の暮らしを支える道づくりを計画的に進めます。

総合交通対策として、平成30年度は公共交通網形成計画を策定し、柔軟で利用しやすい公共交通になるよう見直しを進めてまいります。本年10月にはコミュニティバス等のダイヤを一部改正し、公共交通を利用する方々のさらなる利便向上を図ってまいります。

これらの事業のほか、平成30年度に実施する全ての事業費を積み上げますと、一般会計予算額は239億9,000万円と過去最大となりました。これらの財源としましては、合併特例事業債30億2,000万円、過疎対策事業債5億3,000万円などの計画的な発行を予定しております。

普通交付税の段階的縮減や市税収入の落ち込みなど、歳入が減少していくことが予想されるため、新年度からは基金の計画的な活用という点についてもより明確化していく所存でございます。特に財政調整基金については、合併以降積み立ててきました約50億円を計画的に繰り入れ、事業活用していくよう考えております。平成30年度においては8億円の基金を活用し、財源の確保に努めてまいります。

一般会計の主な歳入について、市税全体では7,400万円の減額としています。平成30年度は固

定資産評価がえの年に当たり、土地及び家屋の評価の見直しを実施し、固定資産税では9,000万円ほどの減収を見込んでいることが主な要因となっています。

税の賦課徴収については、公平公正な課税に努めるとともに、なお一層の収納率の向上に努めてまいります。特に債権管理室では、4月から税外債権も含めた債権管理の一元化を行うことにより、一層の適正管理に努めてまいります。

地方交付税のうち普通交付税では、段階的縮減の影響も考慮し、約2億円の減額を見込みました。また、特別交付税については6億円を計上しています。

特別会計である国民健康保険特別会計（事業勘定）につきましては、平成30年度より岐阜県が保険財政の責任主体として保険者に加わり、市町村は県が定める納付金を納めることとなります。県内でも1人当たり医療給付費が高い下呂市の納付金額は、本算定前の試算額より約8,000万円増額となりました。そのため、平成30年度保険税は増額を余儀なくされることとなりましたが、国民健康保険基金等を活用し、可能な限り被保険者の負担軽減を図ってまいります。

以上、私のマニフェストを含め、重立った事業について概要を述べさせていただきましたが、道の駅整備、IT企業のセカンドオフィス誘致など、現時点では未達成の項目につきましては、引き続き積極的に取り組んでまいります。

下呂市が抱える喫緊の課題に早急に対応するため、厳しい財政状況ではありますが、堅実な財政計画のもと、基金、市債の有効活用により、今必要な事業を着実に進めてまいります。

なお、平成30年度の詳細な予算の概要及びそのほかの主要事業の説明につきましては別冊に記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

結びに、平成30年度を迎えるに当たり、私の市政運営に当たっての基本姿勢を示すとともに、施策の概要についての所信を申し上げますが、議員各位を初め、市民の皆様とともに、身も心も温かい下呂市づくりに積極的に邁進していきたいと考えておりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、施政方針といたします。

◎議第15号から議第19号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第24、議第15号 市道の路線認定について、日程第25、議第16号 市道の路線認定について、日程第26、議第17号 市道の路線変更について、日程第27、議第18号 市道の路線変更について、日程第28、議第19号 市道の路線変更について、以上5件を一括議題といたします。

それでは、議第15号から議第19号までの5件について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（長江 寛君）

それでは、議案書26ページをごらんください。

議第15号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議

決を求める。

路線名、大島1号支線、起・終点、下呂市小坂町大島字上見1346番地先から、同じく大島字湯ノ平2125番地先まででございます。平成30年2月26日提出。

提案理由、道路改良に伴い、道路を市道認定するものでございます。

次に27ページをごらんください。

図面に示すとおり、小坂町大島地内で実施しております市道大島1号線道路改良事業に伴いまして、延長110メートルを路線認定するものであります。

28ページをごらんください。

議第16号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、中宮支線-4、起・終点、下呂市金山町金山字東横田2356番3地先から、同じく金山字東横田2356番1地先まででございます。平成30年2月26日提出。

提案理由、道路改良に伴い、道路を市道認定するものでございます。

次に、29ページをごらんください。

図面に示すとおり、金山町金山地内で実施しております市道横田線道路改良事業に伴いまして、延長25メートルを路線認定するものであります。

続きまして、30ページをごらんください。

議第17号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、大島1号線、旧の起・終点の下呂市小坂町大島字塚中1800番5地先から、同じく大島字塚中1800番4地先まででございます。新しい起点につきましては変更ございません。終点は、大島字川原1341番1地先まででございます。平成30年2月26日提出。

提案理由、道路改良に伴い、道路の終点を変更するものでございます。

次に、31ページをごらんください。

先ほど議第15号で説明させていただきました市道大島1号線道路改良事業に伴いまして、道路の終点を変更させていただくものであります。図の上段が変更前、下段が変更後となっております。変更前は、起点から小坂斎場までの862.7メートル、変更後につきましては、起点から大島谷に新設する橋梁までの768.7メートルとなります。

32ページをごらんください。

議第18号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、ジャリゾレ線、旧の起・終点の下呂市馬瀬川上字アラヤ539番1地先から、同じく川

上字アラヤ613番4地先までです。新しい起点については変更ございません。終点は、川上字アラヤ604番18地先まででございます。平成30年2月26日提出。

提案理由は、道路改良に伴い、道路の終点を変更するものでございます。

33ページをごらんください。

馬瀬川上地内で実施しております市道ジャリゾレ線道路改良事業に伴いまして、道路の終点を変更させていただくものでございます。図の上段が変更前、下段が変更後となっております。市道ジャリゾレ線の終点を、市道アラヤ線の起点から、国道257号川上第1トンネル坑口付近に新設する交差点へ変更させていただくものであります。変更後の延長が842.4メートルとなります。

34ページをごらんください。

議第19号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、アラヤ線、旧の起・終点が下呂市馬瀬川上字アラヤ613番1地先から、同じく川上字小屋垣内395番地先までです。新しい起点は、同じく川上字アラヤ542番16地先から、終点については変更ございません。平成30年2月26日提出。

提案理由、道路改良に伴い、道路の起点を変更するものでございます。

35ページをごらんください。

先ほど議第18号で説明させていただきました市道ジャリゾレ線道路改良事業に伴いまして、市道アラヤ線の起点を変更させていただくものであります。図面上段が変更前、下段が変更後で、現在のジャリゾレ線の一部をアラヤ線に編入させていただきまして、変更後の延長262メートルとさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第15号から議第19号までの上程5議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

◎議第20号から議第25号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第29、議第20号 下呂市立みなみこども園及び下呂市立きたこども園の指定管理者の指定について、日程第30、議第21号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について、日程

第31、議第22号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、日程第32、議第23号 カオレオートキャンプ場の指定管理者の指定について、日程第33、議第24号 下呂市道の駅南飛騨小坂はなものの指定管理者の指定について、日程第34、議第25号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について、以上6件を一括議題といたします。

議第20号及び議第21号について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議案書の36ページをお開きください。

議第20号 下呂市立みなみこども園及び下呂市立きたこども園の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成30年2月26日提出。

1. 施設の名称、下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町萩原600番地1、特定非営利活動法人サン・はぎわら理事長 松山則樹。

3. 指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案書の37ページをお開きください。

議第21号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成30年2月26日提出。

1. 施設の名称、下呂市立かなやまこども園。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町金山2301番地3、特定非営利活動法人ふるさと金山理事長 佐古保。

3. 指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。2議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第22号及び議第23号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書の38ページをお願いします。

議第22号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成30年2月26日提出。

1. 施設の名称、下呂市フィッシングセンター水辺の館。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市馬瀬西村1508番地1、南飛騨馬瀬川観光協会会長 今井弘之。

3. 指定の期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とするものでございます。

続きまして、議案書39ページをお願いします。

議第23号 カオレオートキャンプ場の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。平成30年2月26日提出。

1. 施設の名称、カオレオートキャンプ場。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市馬瀬川上535番地40、ウッディランド代表小野恵範。

3. 指定の期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とするものでございます。

以上、2議案につきまして、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第24号について提案理由の説明を求めます。

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（林 利春君）

議案書の40ページをごらんください。

議第24号 下呂市道の駅南飛驒小坂はなももの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成30年2月26日提出。

1. 施設の名称、下呂市道の駅南飛驒小坂はなもも。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市小坂町赤沼田811番地1、飛驒小坂観光株式会社代表取締役 二村貢正。

3. 指定の期間、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第25号について提案理由の説明を求めます。

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（加藤和男君）

議案書の41ページをお願いいたします。

議第25号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成30年2月26日提出。

1. 施設の名称、下呂市金山森林総合利用促進施設。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町弓掛515番地、有限会社弓掛観光開発

代表取締役 日下部佳佑。

3. 指定の期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本6件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第20号から議第25号までの上程6議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで休憩いたします。再開は14時40分といたします。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第26号から議第53号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第35、議第26号 飛騨農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について、日程第36、議第27号 過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例を廃止する条例について、日程第37、議第28号 定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例を廃止する条例について、日程第38、議第29号 下呂市監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第30号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第31号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第32号 下呂市職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第42、議第33号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第43、議第34号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第35号 下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、日程第45、議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第46、議第37号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第47、議第38号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第48、議第39号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第49、議第40号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について、日程第50、議第41号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第51、議第42号 下呂市農産物等活

用型総合交流施設条例の一部を改正する条例について、日程第52、議第43号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について、日程第53、議第44号 下呂市小口融資条例の一部を改正する条例について、日程第54、議第45号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について、日程第55、議第46号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第56、議第47号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第57、議第48号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第58、議第49号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、日程第59、議第50号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第60、議第51号 下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例について、日程第61、議第52号 下呂市キャンプ場条例の一部を改正する条例について、日程第62、議第53号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について、以上28件を一括議題といたします。

議第26号についての提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（今井藤夫君）

それでは、議案書の42ページをお願いいたします。

議第26号 飛騨農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、飛騨農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について議決を求めるものです。平成30年2月26日提出。

農業災害補償法が改正されたことに伴い、飛騨農業共済事務組合理約の一部を改正するものです。

44ページ、規約の要項のほうで御説明をさせていただきます。

改正理由ですが、農業災害補償法が改正されたことに伴い、法律名が農業保険法に改められ、従来の農業共済事業に加え、農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険事業の創設措置を講じるため、当該規約の一部を改正するものです。

概要です。第3条関係、これは組合の共同処理をする事務について定めたものです。「農業共済補償法に基づく農業共済事業に関する事務」を、「農業保険法に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業」に改めます。

附則の関係です。この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

以上です。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

議第27号及び議第28号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

議案書の45ページをお開きいただきたいと思います。

議第27号 過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例を廃止する条例について。

過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるもの
でございます。平成30年2月26日提出。

提案理由でございますが、旧小坂町で施行していましたが小坂町過疎対策条例及び小坂町過疎対
策条例施行規則の内容を、合併後も一定期間は取り扱いができるよう経過措置として定められた
ものでありますが、当該経過措置の期間及び返還させることができる期間を経過しているため、
当該条例を廃止するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。47ページをお開きいただきたいと思います。

過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例を廃止する条例要綱。

1. 廃止理由につきましては、今ほど述べました提案理由と同一でございますので、省略をさ
せていただきます。

2. 概要、(1)過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例を廃止します。

(2)この条例は公布の日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、次の48ページをお開きいただきたいと思います。

議第28号 定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例を廃止す
る条例について。

定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例を廃止する条例を別
紙のとおり定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。旧馬瀬村で施行していた馬瀬村いきいき定住促進条例及び馬瀬村いき
いき定住促進条例施行規則の内容を、合併後も一定期間は取り扱いができるよう経過措置として
定められたものがございますが、当該経過措置の期間及び返還させることができる期間を経過し
ているため、当該条例を廃止するものでございます。

条例要綱、50ページをお開きいただきたいと思います。

定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例を廃止する条例要綱。

1. 廃止理由につきましては、提案理由と同一でございますので、省略いたします。

2. 概要、(1)定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例を廃
止します。

(2)この条例は公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第29号から議第38号までの10件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議案書の51ページをお開きください。

議第29号 下呂市監査委員条例の一部を改正する条例について。

下呂市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。毎年11月と定められている定期監査期日の規定について、柔軟性を持たせ、より充実した監査を実施するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

53ページをお開きください。

条例要綱でございます。

改正理由は、先ほどの提案理由と同じでございます。

2. 概要、(1)定期監査の期日を毎年度9月から2月までとします。第4条関係でございます。

(2)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、54ページをお開きください。

議第30号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

少し飛びますが、59ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由です。個人情報の保護に関する法律などの改正法が平成29年5月30日に施行されました。これに伴い、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要でございます。(1)個人情報の定義の明確化というところで、DNA、指紋、顔認証などや個人番号、運転免許証番号などについて、個人識別符号としてこれを定義し、これらの符号も個人情報であることが明確化されました。これに合わせまして、条例においても個人識別符号を定義したというものでございます。第2条第1号及び第2号関係でございます。

(2)要配慮個人情報の取り扱いについて。行政機関個人情報保護法において、本人の人種、信条など、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報については要配慮個人情報として新たに定義されました。市においても、条例において要配慮個人情報の定義を設けます。また、原則収集禁止対象となる個人情報も要配慮個人情報に改め、原則収集禁止の対象となる個人情報の範囲を広げるというものでございます。次のページに移っていただきまして、ただいまのことにつきましては第2条第3号及び第6条関係でございます。

(3)事業者に対する措置に関する規定の削除というところで、取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者であっても個人の権利・利益を侵害するおそれがあるため、今回の法改正により、全ての事業者が法の適用を受けることとなりましたので、今まで対象外の事業者を条例で規定していましたが、その必要性がなくなったため、この規定を削除するというものでございます。第37条関係でございます。

(4)施行期日でございます。この条例は公布の日から施行します。ただし、要配慮個人情報の

収集を原則禁止する第6条第4項につきましては、収集禁止となる個人情報の範囲が広がることから、施行期日を平成30年7月1日として、準備期間を設けるというものでございます。附則第1項及び第3項関係でございます。

(5)関係条例等の改正でございます。この条例改正に伴い、当該改正箇所を引用しております下呂市債権管理条例において生ずる条ずれを改正するというものでございます。附則第2項関係でございます。

続きまして、61ページをお開きください。

議第31号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

66ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由、提案理由と同じですので、省かせていただきます。

2. 概要でございます。(1)育児休業をしている非常勤職員の子が1歳6カ月に達した時点で保育所等に入れない場合に、最長2歳に達する日まで育児休業を取得できるよう改正するものでございます。第2条、第2条の3、第2条の4、第3条関係でございます。

(2)この条例は公布の日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、67ページをお開きください。

議第32号 下呂市職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。条例制定当時から財政事情を見直した結果、財政見通しに改善が見られることから、減額率を改正するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

71ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由、こちらは提案理由と同じですので、省かせていただきます。

2. 概要でございます。(1)特例期間における給料月額減額割合を次の表のとおり改めます。給料表、それから職務の級又は号給、割合の順で、左が改定前、右が改定後となっております。行政職給料表1表でございますが、2級以下につきましては、「100分の2.4」が「100分の1.2」、3級から5級につきましては、「100分の4」が「100分の2」、6級及び7級につきましては、「100分の5」が「100分の2.5」ということで、減額割合を2分の1に下げるというものでございます。第2条第1項関係でございます。

(2)特例期間における管理職手当及び地域手当の減額割合を「100分の10」から「100分の5」

に改めるものでございます。第2条第2項関係でございます。

(3)勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるものでございます。第2条第3項関係でございます。

(4)55歳を超える職員に対する給与の支給に関する減額の特例措置を廃止するというものでございます。第2条第4項関係でございます。

(5)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(6)改正前の条例により支給された給与の減額率は従前のままとします。附則第2項関係でございます。

続きまして、72ページをお開きください。

議第33号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。職員の給与減額支給措置の減額率の改正に合わせ、市長、副市長及び教育長の給与減額率についても改正するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

75ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由、提案理由と同じですので、省かせていただきます。

2. 概要でございます。(1)市長の給料月額減額率を下記のとおり改めます。

①25%の減額期間を平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。第2条第2項関係でございます。

②平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、22.5%を減額した給料月額とします。第2条第3項関係でございます。

(2)副市長の給料月額減額率を下記のとおり改めます。

①15%の減額期間を平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。第3条第2項関係でございます。

②平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、12.5%を減額した給料月額とします。第3条第3項関係でございます。

(3)教育長の給料月額減額率を下記のとおり改めます。

①10%の減額期間を平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。第4条第3項関係でございます。

②平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、7.5%を減額した給料月額とします。第4条第4項関係でございます。

(4)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、76ページをお開きください。

議第34号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。国民健康保険の制度改正への対応及び下呂市介護保険基金を幅広く活用するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

79ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由、これも提案理由と同じですので、省かせていただきます。

2. 概要、(1)これまでの高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法の規定による納付金を省き、国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に対する不足分に基金を充てられるように改めるものでございます。第3条第1項の表関係でございます。

(2)介護給付に加え、地域支援事業の不足分にも基金を充てられるように改めます。第3条第1項の表関係でございます。

(3)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、80ページをお開きください。

議第35号 下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、対応する規定を整備する必要があるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

83ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行され、この中で、高齢者の医療の確保に関する法律に住所地特例に関する第55条の2の規定が新設されます。これに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要でございます。(1)市外に転出する際、病院・施設等に住所を移した国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受け、前住所地の被保険者とされている者が、75歳到達により後期高齢者医療保険に加入した場合には、当該住所地特例を引き継ぎ、前住所地の後期高齢者医療保険の被保険者となることに伴い、対応する規定を改めるものでございます。第3条関係でございます。

(2)平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例の規定を削ります。制定附則第2条関係でございます。

(3)制定附則第2条を削ることに伴い、条番号を繰り上げます。制定附則第3条関係でございます。

(4)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、84ページをお開きください。

議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。
提案理由でございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として保険者に加わることから、関係規定を整備するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

86ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由、提案理由と同じですので、省かせていただきます。

2. 概要、(1)平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴い、岐阜県が保険者に加わることから、下呂市の国民健康保険事業の位置づけ及び国民健康保険運営協議会の名称を改めるものでございます。第1条及び第2条関係でございます。

(2)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、87ページをお開きください。

議第37号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。国民健康保険法施行令の改正に伴う改正、並びに平成30年度国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

少し飛びますが、97ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由は、先ほどの提案理由と同じでございます。

2. 概要でございます。(1)平成30年度からの国民健康保険制度改革により、国民健康保険法施行令が改正され、市町村では県に事業納付金を納めることとなります。これに伴い、当該条例との整合性を図るために条文の一部を改めるものでございます。第2条関係でございます。

(2)第2条改正に伴い、法律番号を削除します。第5条の2関係でございます。

(3)医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。7割、5割、2割軽減措置後の額として、1人当たり年間約3,200円の増額となる見込みでございます。第3条から第5条の2関係でございます。医療給付費分につきましては下表のとおりでございます。

続きまして、98ページをごらんください。

(4)後期高齢者支援分の税率及び税額を下記のとおり変更します。7割、5割、2割軽減措置後の額として、1人当たり年間約60円の増額となる見込みでございます。第6条、第7条の2及び第7条の3関係でございます。

その下、(5)介護納付金の税率及び税額を下記のとおり変更します。7割、5割、2割軽減措置後の額として、1人当たり年間約2,600円の減額となる見込みでございます。第8条、第9条の2及び第9条の3関係でございます。

1枚めくっていただきまして、99ページをごらんください。

(6)7割軽減の減税額を下記のとおり変更します。世帯所得が33万円を超えない世帯でございます。第23条第1号関係でございます。

その下、(7)5割軽減の減税額を下記の表のとおり変更します。世帯所得が、33万円プラス(27万円掛ける被保険者数及び特定同一世帯所属者数)を超えない世帯ということで、第23条第2号関係でございます。

続きまして、100ページをお開きください。

(8)2割軽減の減税額を下表のとおり変更します。世帯所得が、33万円プラス(49万円掛ける被保険者数及び特定同一世帯所属者数)を超えない世帯。第23条第3号関係でございます。

(9)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(10)改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

続きまして、101ページをお開きください。

議第38号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことに伴い、引用条文、語句等の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

104ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由につきましては、先ほどの提案理由と同じでございます。

2. 概要でございます。(1)法律の題名が改正されたことにより、条例の題名を改めます。題名関係でございます。

(2)法律の名称、引用条項、区域の規定を改めます。第1条関係でございます。

(3)課税免除となる対象施設の設置計画を「地域経済牽引事業計画」に改めます。第2条関係でございます。

(4)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第39号及び議第40号について提案理由の説明を求めます。
健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議案書の105ページをお開きください。

議第39号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。第7期介護保険事業計画が平成30年度から始まることによる介護保険料の改定及び介護保険法の改正に伴う罰則規定の見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきますので、109ページをお開きください。

条例要綱、改正理由でございます。提案理由と同様でございますので、省略いたします。

2. 概要、(1)介護保険料率を次のとおり改めます。次の表の括弧内の値は平成29年度までのものです。なお、保険料年額の計算方法は、基準となる第5段階の保険料月額に調整率を乗じて、1の位以下を切り捨てた値を12倍したものです。それぞれの段階における保険料年額は表のとおりでございます。

次のページへ行っていただきます。

第1段階について、本則上は、調整率を0.5として2万9,040円と規定していますが、制定附則第12項において表のとおり規定をされます。第2条関係でございます。

(2)字句を訂正するものです。第9条関係です。

(3)要支援認定の取り消しに伴う介護保険証の提出の求めに応じない者を罰則対象に加えます。第16条関係です。

(4)文書や物件の提出や提示を拒否し、または質問に答弁しない場合に罰せられる対象のうち、「65歳以上の者の配偶者又は世帯主」を「40歳以上の者の配偶者または世帯主」に改めます。第17条関係です。

(5)この条例は公布の日から施行します。ただし、介護保険料の改定は平成30年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(6)改定後の介護保険料率は、平成30年度以降の介護保険料に適用し、平成29年度以前の介護保険料率は従前のとおりとします。附則第2項関係です。

続きまして、議案書111ページをお開きください。

議第40号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由、介護予防拠点施設である金山町北部ふれあいプラザについて、公の施設見直し方針に基づき、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設

を活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

113ページをお願いいたします。

条例要綱でございます。

改正理由につきましては、提案理由と同じでございますが、一番最後のところに、あわせて、使用料の算定方法の規定を修正しますというふうにつけ加えられておりますので、よろしく願いいたします。

2. 概要、(1)金山町北部ふれあいプラザを下呂市介護予防拠点施設から除外します。別表第1関係でございます。

(2)使用料の算定方法の記載に不明瞭な箇所があったため、改めます。別表第2関係でございます。

(3)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。2議案につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第41号から議第43号までの3件についての提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（今井藤夫君）

それでは、114ページをお願いいたします。

議第41号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。提案理由です。土地改良法が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたため、当該条例の一部を改正するものです。

117ページをお願いいたします。

条例要綱でございます。

改正理由は、提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

概要です。「法第113条の2第2項」を「法第113条の3第3項」に改めます。第4条関係です。

この条例は公布の日から施行します。附則の関係です。

次に、118ページをお願いいたします。

議第42号 下呂市農産物等活用型総合交流施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市農産物等活用型総合交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由です。下呂市農産物等活用型総合交流施設である下呂市坂下ふれあい館について、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

121ページをお願いいたします。

条例要綱です。

改正理由については、前段は提案理由と同じですので省略をさせていただきますが、一番最後のところ、あわせて、別表中の施設の名称の修正を行います。

概要でございます。下呂市坂下ふれあい館を下呂市農産物等活用総合型交流施設から除外をいたします。第2条関係です。

(2)施設の名称を修正し、統一します。別表関係です。

(3)当該施設に係る基本使用料の項目を削除します。これも別表関係です。

この条例は平成30年4月1日から施行します。附則の関係でございます。

それでは、122ページをお願いいたします。

議第43号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由です。下呂市農林漁業研修施設である下呂市四美多目的集会施設について、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

それでは、124ページの条例要綱をお願いいたします。

改正理由につきましては、前段のところは提案理由と同じですので省略をいたしますが、一番最後のところ、あわせて、別表中の施設の名称の修正を行うものでございます。

概要です。(1)下呂市四美多目的集会施設を下呂市農林漁業研修施設から除外をいたします。別表第1、別表第2関係です。

(2)施設の名称を修正し、統一します。別表第2関係です。

この条例は平成30年4月1日から施行します。附則の関係です。

以上、御審議よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第44号及び議第45号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書の125ページをお願いします。

議第44号 下呂市小口融資条例の一部を改正する条例について。

下呂市小口融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございますが、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、信用保証制度の運用が変わるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

128ページをお願いします。

条例要綱でございます。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同じでございますので、省略させていただきます。

2の概要でございます。(1)岐阜県信用保証協会の市町村小口零細企業融資保証取扱要綱及び市町村小口融資保証取扱要綱の改正に準じて、貸付限度額を「1,250万円」から「2,000万円」に引き上げ、貸付期間を「96月(8年)以内」から「120月(10年)以内」に改めます。第6条第1号、第4号及び第8号関係でございます。

(2)新しい保証制度の運用では、信用保証協会が認めた場合には、経営者保証を求めず信用保証を実施していくことになるため、連帯保証人について、岐阜県信用保証協会の取り扱いに準じるよう改めます。第4条及び第6条第7号関係でございます。

(3)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(4)改正後の規定は、平成30年4月1日以降の融資の申し込みに係るものから適用し、同日前の融資の申し込みに係るものは従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

続きまして、議案書129ページをお願いします。

議第45号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

提案理由でございますが、当該条例中で引用している条例の名称及び助成金の交付の対象となる事業者の指定要件を改正するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

134ページをお願いします。

条例要綱でございます。

改正理由につきましては、提案理由と同じでございますので、省略させていただきます。

2の概要でございます。(1)引用している企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の名称を改めます。第7条関係でございます。

(2)事業者が事業所等を増設、または移設する場合に、1年前の常時雇用従業員より増員することとしておりますけれども、人口減少等による昨今の厳しい雇用情勢に対応するため、事業者が雇用確保に向けた新しい取り組みにより雇用促進に努め、市内に住所を有する者を新たに雇用していることを確認できれば、助成金の交付対象とする事業者として指定するよう要件を改めます。別表第2関係でございます。

(3)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤巖悟君)

続いて、議第46号及び議第47号について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長(長江 寛君)

議案書135ページをお開きください。

議第46号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、当市においても政令の標準に合わせた手数料の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

136ページをお開きください。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例に定めのある手数料のうち、砂利採取法の関係の手数料の標準額が変更されておりますので、別表第1(2)関係に規定されております砂利採取計画認可申請手数料につきましては、現行の「3万7,000円」を「3万3,900円」に、砂利採取計画変更認可申請手数料につきましては、現行の「1万7,000円」を「1万5,000円」にそれぞれ改正するものでございます。

138ページをお開きください。

条例要綱にて説明申し上げます。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同じですので、省略させていただきます。

2. 概要、(1)当該条例に規定されている砂利採取法に規定する砂利採取計画の認可及び変更認可の申請に係る手数料を改めます。別表第1関係でございます。

(2)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則第1項でございます。

(3)改正後の手数料は、平成30年4月1日以降の申請に係る手数料に適用し、それ以前の申請に係る手数料については従前のとおりといたします。別表第2項でございます。

139ページをお開きください。

議第47号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由、下呂市一般住宅の旧小坂中校長住宅（木造平家建て1戸）は、耐用年数を経過し、老朽も著しいことから廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

141ページをお開きください。

条例要綱にて説明申し上げます。

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同じですので、省略させていただきます。

2. 概要、(1)住宅の名称及び位置、戸数（別表第1）及び使用料（別表第2）から「旧小坂中校長住宅1戸」を削除します。別表関係。

(2)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係。

以上2議案、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第48号について提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

議案書142ページをよろしくお願ひいたします。

議第48号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。平成30年度から指定管理者が交代することに伴い、センター設備の移設による位置の変更など、所要の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。148ページ、条例要綱をよろしくお願ひします。

1. 改正理由でございます。平成30年度から指定管理者が交代することに伴い、センター設備の移設、サービスプラン変更、口座振替日の変更となるため、所要の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)BS放送、CS放送の再放送は、指定管理者の自主事業で提供を行うため、関係する規定を削除します。第3条、第6条、第26条関係でございます。

(2)放送法の改正に伴い、「再送信」は「再放送」に統一されたため、語句を改めます。第3条、第6条、第27条関係でございます。

(3)指定管理者が行う業務範囲に係る語句、「前2号」を「前3号」に改めます。第10条関係。

(4)延滞金の徴収に係る規定を削除します。第34条関係。

(5)第2受信点施設、下呂センター施設の移設に伴い、位置を変更します。別表第1関係。

(6)納入期日の変更に伴い、条例中の規定を削除し、規則に規定します。別表第2、別表第3、別表第4関係。

(7)サービスプラン変更に伴い、備考欄中の語句を削除します。別表第4関係。

(8)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第49号及び議第50号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の149ページをお開きください。

議第49号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、本市においても政令の標準に合わせた手数料の改正等を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱に基づき御説明をいたします。

議案書156ページをお開きください。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由でございます。提案理由と同じですので、省略させていただきます。

2. 概要でございます。(1)納付の時期の表現を改めます。第3条関係でございます。

(2)下呂市消防関係手数料条例における手数料については、危険物施設の設置許可などに係る各種手数料を改めます。別表関係でございます。

(3)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(4)改正後の手数料は、平成30年4月1日以降の申請に係る手数料に適用し、それ以前の申請に係る手数料については従前のおりとしします。附則第2項関係でございます。

引き続き、議案書の157ページをお開きください。

議第50号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。当該条例で定める扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額は、一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当支給額をもとに算定されており、昨年度の給与法の改正により、扶養手当支給額が段階的に改正されたことから、加算額を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱に基づき御説明をいたします。

議案書160ページをごらんください。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由でございます。提案理由と同じですので、省略いたします。

2. 概要でございます。(1)補償基礎額の加算額を改正します。第5条関係でございます。

(2)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(3)この条例は、平成30年4月1日以降に支給される事由が生じた損害補償及び同日前に支給される事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給される事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く）及び同日前に支給される事由が生じた傷病補償年金等の同日前の期間に係る傷病補償年金等はなお従前の例によるものとしします。附則第2項関係でございます。

以上、2議案の御審議のほど、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第51号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

それでは、議案書の161ページをお願いいたします。

議第51号 下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例について。

下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。平成30年4月から南部学校給食センターが稼働し、現在の金山学校給食センターが廃止となることから、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱で御説明しますので、163ページをお開きください。

下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、先ほどの提案理由と同じでございます。

2. 概要、(1)金山学校給食センターを廃止し、新たに下呂市南部学校給食センター（下呂市金山町金山2596番地1）を規定します。別表関係でございます。

(2)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第52号について提案理由の説明を求めます。

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（林 利春君）

議案書の164ページをお開きください。

議第52号 下呂市キャンプ場条例の一部を改正する条例について。

下呂市キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由です。一定の目的を達成した下呂市キャンプ場である中川原キャンプ場を、公の施設見直し方針に基づき廃止し、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

166ページの条例要綱をお開きください。

下呂市キャンプ場条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、これは提案理由と同じでありますので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)中川原キャンプ場を下呂市キャンプ場から除外します。別表第1、第2関係です。

(2)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係です。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、議第53号について提案理由の説明を求めます。

馬瀬振興事務所長。

○馬瀬振興事務所長（見廣 誠君）

それでは、議案書の167ページをお願いいたします。

議第53号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について。

下呂市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年2月26日提出。

提案理由でございますが、馬瀬中央公民館耐震化工事と馬瀬振興事務所機能移転工事に伴い、室の内容が変更されたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

169ページをお願いいたします。

条例要綱でございます。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同様のため、省略いたします。

2. 概要、(1)別表の規定から「料理実習室」を削り、児童相談室を和室に変更します。別表第2関係でございます。

(2)この条例は平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本28件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第26号から議第53号までの上程28議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

◎議第54号から議第58号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第63、議第54号 財産の譲与について、日程第64、議第55号 財産の譲与について、日程第65、議第56号 財産の譲与について、日程第66、議第57号 財産の譲与について、日程第67、議第58号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について、以上5件を一括議題といたします。

議第54号から議第58号までの5件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の170ページをお開きください。

議第54号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物、所在地、下呂市金山町乙原338番地1、名称、金山町北部ふれあいプラザ、構造、鉄骨造平家建て、述べ床面積218.9平方メートルでございます。

2. 譲与する相手方、下呂市金山町乙原、乙原区区長 田口早苗さん。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達した

ので、譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成30年4月1日。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、171ページをお開きください。

議第55号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物でございます。所在地、下呂市小坂町坂下432番地1、名称、下呂市坂下ふれあい会館、構造、木造2階建て、述べ床面積261.26平方メートルでございます。

2. 譲与する相手方、下呂市小坂町坂下、坂下区区長 小林則三さんでございます。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので、譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成30年4月1日。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、172ページをお開きください。

議第56号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物でございます。所在地、下呂市萩原町四美1064番地1、建物の名称ですが、下呂市四美多目的集会施設、構造、木造平家建て、述べ床面積243.46平方メートルでございます。

2. 譲与する相手方、下呂市萩原町四美1064番地2、四美区、認可地縁団体でございます。代表者 松井吉隆さん。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので、譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成30年4月1日。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、173ページをお開きください。

議第57号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、別紙のとおりでございます。

2. 譲与する相手方、下呂市小坂町落合1253番地、落合区、認可地縁団体でございます。代表

者 中谷優樹さん。

3. 譲与する理由、本施設を下呂市の公の施設見直し方針により廃止としたところ、施設所在地の上記団体より本施設を有効活用したいとの申し出があったため、地域振興に寄与することを条件として上記団体に譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成30年4月1日。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

174ページをお開きください。

譲与する建物でございます。所在地は下呂市小坂町落合1965番地でございます。建物の名称ですが、中川原キャンプ場管理棟施設、構造は木造平家建て、7.45平方メートルでございます。その下、中川原キャンプ場洗い場・水飲み場施設、軽量鉄骨造平家建てでございます。32.5平方メートルでございます。もう1件ですが、同じくキャンプ場便所施設でございます。木造平家建て、20.02平方メートルでございます。

続きまして、175ページをお開きください。

議第58号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について。

地方自治法第6条の規定により、平成30年度下呂市一般会計は、次のとおり平成30年度下呂市下水道事業特別会計へ繰り出しするものとします。繰出額1億2,104万5,000円。平成30年2月26日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理等に必要な経費を基準外繰り出しすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより本5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第54号から議第58号までの上程5議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。再開は16時といたします。

午後3時46分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、総務部長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

先ほどの173ページ、議第57号 財産の譲与につきまして、譲与する相手方、落合区の代表者の方を、私、「中谷優樹（ゆうき）さん」と申し上げましたが、正しくは「中谷優樹（まさき）さん」でございますので、訂正をし、おわび申し上げます。失礼しました。

◎議第59号から議第71号までについて（議案説明）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第68、議第59号 平成30年度下呂市一般会計予算、日程第69、議第60号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第70、議第61号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第71、議第62号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第72、議第63号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第73、議第64号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、日程第74、議第65号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計予算、日程第75、議第66号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第76、議第67号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第77、議第68号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第78、議第69号 平成30年度下呂市水道事業会計予算、日程第79、議第70号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第80、議第71号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上13件を一括議題といたします。

議第59号から議第71号までの提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、ただいま上程されました議第59号 平成30年度下呂市一般会計予算から議第71号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計予算まで一括で説明を申し上げます。

まず一般会計予算の1ページをお開きください。

議第59号 平成30年度下呂市一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億9,000万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、第2表 債務負担行為、また第3条の地方債については、第3表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入れ最高額を15億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算です。

まずは歳入の主なものについて御説明します。

1款市税は、前年度当初比約7,400万円減の44億7,756万4,000円を見込みました。内訳としま

して、市民税15億539万円、固定資産税25億370万6,000円、軽自動車税9,970万円、市たばこ税2億1,460万8,000円、入湯税1億5,416万円でございます。

2款地方譲与税は1億9,800万円。

4款配当割交付金は1,500万円。

6款地方消費税交付金は、前年当初比4,400万円減の5億8,300万円。

3ページへ参りまして、8款自動車取得税交付金は、前年度当初比800万円増の6,000万円を見込んでおります。

10款地方交付税につきまして、普通交付税は合併特例の段階的縮減の影響を考慮に入れ、個別算定経費、包括算定経費などについて、合併後の市町村の姿に対応した交付税の算定方法の見直し内容を可能な限り反映しております。算定結果としまして、前年度当初比で2億735万円減の73億3,265万円を計上しました。特別交付税は、近年の決算実績も考慮し、前年度より3億円増の6億円を当初で計上したことから、地方交付税全体で9,265万円増の79億3,265万円となりました。

12款分担金及び負担金につきましては、農林水産業費分担金、民生費負担金で6,768万8,000円を計上しました。

13款使用料及び手数料につきましては、民生使用料、土木使用料、衛生手数料などで5億1,610万4,000円を見込みました。

14款国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金、衛生費及び土木費国庫補助金など、前年度当初比1億5,132万3,000円減の16億7,836万2,000円を計上しました。

15款県支出金は、民生費県負担金及び県補助金、農林水産業県補助金、消防費県補助金、総務費県委託金などで11億5,512万1,000円を計上しました。

4ページをお開きください。

16款財産収入は、土地貸付収入、基金利子などで4,247万4,000円を計上しました。

18款繰入金につきましては、財政調整基金、公共事業基金、清掃施設整備基金、子育て応援基金、ふるさと基金などの繰り入れで、前年度当初比8,443万8,000円増の18億8,188万4,000円を計上しました。

19款繰越金につきましては、4億円を予算計上しました。

20款諸収入は、貸付金元利収入などで7億9,732万3,000円を計上しました。

21款市債につきましては、前年度当初比8億1,293万円増の41億5,573万円を計上しました。

5ページからは歳出でございます。

1款議会費は、議員活動費などで1億2,076万8,000円を計上しました。

2款総務費につきましては、33億7,414万円を計上しました。総務管理費では、職員の人件費、各施設の管理運営費のほか、下呂庁舎耐震整備、飛騨御嶽高地トレーニングエリアの整備、ふるさと寄附金推進事業、庁内情報化推進に係る経費、金山地域F T T H化事業、コミュニティバス及びデマンドバス運行事業、各地域の地域振興に係る事業などが主なものでございます。

3 款民生費49億8,435万1,000円を計上しました。社会福祉費では、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業など各特別会計への繰出金、後期高齢者医療の広域負担金、福祉医療費の助成、障がい者自立支援給付事業、老人保護措置費などがございます。児童福祉費では、児童手当及び児童扶養手当給付金、子ども・子育て支援事業、保育所の運営に係る経費、ことばの相談室開設費などがございます。その他、生活保護費などが主な内容でございます。

4 款衛生費は35億9,841万9,000円を計上しました。保健衛生費では、簡易水道、金山病院、診療施設の各特別会計への繰出金、予防接種事業、健康診査費などがございます。また、清掃費におきましては、新クリーンセンター等の整備事業のほか、ごみ収集に係る経費、ごみ処理施設・し尿処理施設の管理運営費などが主な内容でございます。

5 款労働費は、勤労者住宅資金融資事業など1,492万7,000円を計上しました。

6 ページをお開きください。

6 款農林水産業費は14億2,717万5,000円を計上しました。農業費では、有害鳥獣捕獲事業、アグリチャレンジサポート事業、中山間地域等直接支払交付金事業、元気な農業産地構造改革支援事業、畜産振興事業、強い畜産構造改革支援事業、県営中山間総合整備事業、多面的機能支払交付金事業、下水道事業特別会計繰出金などがございます。また、林業費では、森林集約化施策促進事業、森林整備地域活動支援交付金事業、間伐材安定供給支援事業、県単林道改良事業などが主な内容でございます。

7 款商工費は11億2,842万2,000円を計上しました。商工費では、小口融資事業、商工業振興団体活動事業助成費、経営安定資金融資事業、企業立地促進支援事業などがございます。また、観光費では、観光戦略強化事業、観光客誘致対策事業、各観光施設の管理運営費などがございます。

8 款土木費は25億3,832万1,000円を計上しました。土木管理費では地籍調査費など、道路橋梁費では、市道補修事業、社会資本整備総合交付金事業、防災安全交付金の各種事業でございます。河川費では河川排水路補修事業、県営急傾斜地崩壊対策事業などがございます。都市計画費では、下水道事業特別会計繰出金、都市再生整備事業、社会資本整備総合交付金などがございます。住宅費では、住宅建築物安全ストック事業と市営住宅の維持管理に係る経費などが主な内容でございます。

9 款消防費は10億969万2,000円を計上しました。主な事業内容は、消防本部、各消防署の管理運営と、消防団の活動に関する経費のほか、北消防署施設整備事業、中消防署消防自動車等購入事業、消防団の活動に関する経費、ポンプ車1台、小型動力ポンプ積載車2台の更新事業、小坂第2分団第1部の消防詰所の新築及び下呂第4分団第1部の消防詰所の設計業務などがございます。

10 款教育費は、北部学校給食センター改築事業のため、29億8,899万1,000円と非常に大きな予算額となっております。教育総務費は、英会話指導員、学業支援員の設置事業、スクールバス管理運営費、小学校費及び中学校費では、各学校の管理運営費や教育振興費のほか、竹原小学校プール改修事業、要保護・準要保護児童・生徒就学援助費などがございます。社会教育費では、図

書館運営費、下呂ふるさと歴史記念館を初めとする各施設の管理運営費、中学生姉妹都市交流事業などでございます。保健体育費では、体育施設や学校給食センターの管理運営費のほか、北部学校給食センター改築事業などが主な内容でございます。

7ページへ参りまして、12款公債費につきましては、市債の償還元金及び利子などで27億7,479万4,000円を計上しました。

14款予備費につきましては、3,000万円を計上しております。

次に、8ページをお開きください。

第2表 債務負担行為ですが、平成30年度におきましては18件の債務負担行為を予定しております。

10ページをお開きください。

第3表 地方債では、起債の目的ごとに借り入れ限度額を設定し、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

平成30年度は、臨時財政対策債のほか、公共施設整備事業、環境衛生施設整備事業、道路橋梁整備事業、学校施設整備事業など42億68万円を限度額として借り入れを予定しております。

11ページ以降の事項別明細書につきましては、予算特別委員会にて御審議をいただく予定ですので、よろしくお願ひします。

少し飛びますが、299ページをお開きください。

特別職の給与費明細書でございます。下段の比較欄をごらんください。

長等欄は、市長、副市長に係るもので、給料は当初予算における比較を、期末手当は支給率の改正、共済費は掛金率の変更に伴う増減でございます。

議員欄につきましては、期末手当の率改正と共済掛金の率変更に伴う増減でございます。

また、その他の特別職欄の職員数の減は、休日診療所医療従事者の人数を延べ人数から実人数に見直したもので、報酬の増は、学業支援員及び地域おこし協力隊員に係るものでございます。給料、期末手当は教育長に係るもので、共済費については、教育長及び月額報酬職員の社会保険料の掛金率の変更に伴う増減でございます。

続いて、300ページをお開きください。

一般職の給与費明細でございます。

上段、総括の比較欄をごらんください。

職員数は452名で、2名の減でございます。給与費、共済費は、給与改定、昇給、採用、退職による増減を調整し、合計で1億1,125万7,000円の増となっております。

下の表は職員手当の内訳でございます。

301ページから310ページまでは給料及び職員手当の増減額の明細とその状況となっております。

311ページから316ページまでは債務負担行為の調書でございます。

最終、317ページをお開きください。

地方債の調書で、表の一番右下の合計額233億8,388万7,000円が平成30年度末の起債残高見込

み額でございます。

以上で一般会計についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計の予算書をお開きください。

なお、詳細につきましては、予算委員会において御審議いただく予定ですので、概要説明のみとさせていただきます。

それでは、まず予算書の1ページをお開きください。

議第60号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,156万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れ最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、この表のとおりでございます。

平成30年度からは、県が保険財政の責任主体として保険者に加わることにより、今まで市に入っていた療養給付費等負担金などの国庫支出金は県へ入ることになります。これにあわせ、社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会へ納めていた納付金、支援金、拠出金等も県が納めるように変わります。市の予算は、歳入歳出とも減額となっております。

歳入では、1款国民健康保険税は7億1,773万3,000円を見込んでおります。6款県支出金は26億6,642万4,000円、9款繰入金は2億5,224万2,000円などとなっております。

4ページをお開きください。

歳出でございます。

2款保険給付費26億2,328万5,000円、3款国民健康保険事業費納付金9億6,250万円などがございます。

7ページ以下は事項別明細書、給与費明細書ですので、ここでの説明は省かせていただきます。以下も同様の扱いとさせていただきます。

少し飛びますが、37ページをお開きください。

議第61号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度下呂市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億658万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れ最高額を5,000万円と定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

38ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、この表のとおりでございます。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料3億3,328万3,000円、4款繰入金1億5,726万3,000円が

主なものでございます。

39ページへ参りまして、歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金4億8,385万2,000円が主な内容でございます。

次に、47ページをお開きください。

議第62号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算。

平成30年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億704万円と定めるものです。

第2条は、一時借入金の借入れ最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

48ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、この表のとおりでございます。

歳入では、1款サービス収入1億319万2,000円、6款繰入金1億382万4,000円が主なものでございます。

49ページへ参りまして、歳出では、2款サービス事業費1億6,280万円が主なものでございます。

続いて、73ページをお開きください。

議第63号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,267万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れ最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

74ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、この表のとおりでございます。

歳入では、1款保険料6億8,020万8,000円、4款国庫支出金7億9,816万1,000円、5款支払基金交付金9億1,810万4,000円、6款県支出金4億7,775万4,000円、10款繰入金5億6,688万3,000円が主なものでございます。

76ページをお開きください。

歳出では、2款保険給付費31億9,350万5,000円で、介護サービス等の給付費、介護認定に係る経費及び介護予防事業等でございます。

次に、117ページをお開きください。

議第64号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,460万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為については、第2表 債務負担行為、第3条の地方債については、第3

表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借り入れ最高額を2億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

118ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、この表のとおりでございます。

歳入では、2款使用料及び手数料4億4,053万1,000円、6款繰入金2億5,289万円、9款市債1億1,630万円が主なものでございます。

119ページへ参りまして、歳出では、2款施設管理費2億2,314万4,000円、3款施設整備費1億5,720万5,000円で、各簡易水道施設の整備費や維持管理費と、5款公債費3億6,218万8,000円の簡易水道事業債に係る償還元金、利子などとなっております。

120ページをお開きください。

第2表 債務負担行為では、水道施設包括業務委託料ほか1件について、それぞれの期間、限度額を記載のとおり定めるものでございます。

その下の第3表 地方債は、起債の限度額を1億1,630万円として、起債の方法及び利率、償還の方法について定めるものでございます。

続きまして、147ページをお開きください。

議第65号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,730万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為については、第2表 債務負担行為、第3条の地方債については、第3表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借り入れ最高額を10億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

148ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算です。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、この表のとおりでございます。

歳入では、2款使用料及び手数料5億6,936万1,000円、3款国庫支出金7,628万5,000円、6款繰入金15億9,813万円が主なものでございます。

149ページの歳出では、2款施設管理費5億4,799万7,000円、3款施設整備費2億5,028万8,000円、5款公債費14億5,391万4,000円が主なものでございます。

150ページをお開きください。

第2表 債務負担行為では、積算システム保守管理業務委託料ほか5件について、それぞれ期間及び限度額を記載のとおり定めるものでございます。

151ページへ参りまして、第3表 地方債では、起債の限度額を1億5,930万円として、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

続きまして、183ページをお開きください。

議第66号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,420万円と定めるものでございます。

第2条の地方債については、第2表 地方債によるものです。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

184ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算です。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、この表のとおりでございます。

歳入では、1款診療収入1億7,057万円、7款繰入金1億1,281万5,000円が主なものでございます。

185ページへ参りまして、歳出の主な内容は、2款医業費2億600万3,000円でございます。

186ページを開いていただきまして、第2表 地方債では、起債の限度額を750万円として、起債の方法及び利率、償還の方法について定めるものでございます。

続きまして、213ページをお開きください。

議第67号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240万円と定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

214ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、この表のとおりでございます。

歳入では、1款財産収入141万5,000円、3款繰越金98万円が主なものでございます。

続いて、215ページの歳出では、1款総務費146万7,000円などを計上しております。

続きまして、223ページをお開きください。

議第68号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,238万円と定めるものでございます。平成30年2月26日提出。

224ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、この表のとおりです。

歳入の3款諸収入1億4,379万6,000円は、保護者及び教職員からの給食費負担収入でございます。

その下の歳出では、1款学校給食費1億5,238万円として、各給食センターの賄い材料費を計上しております。

次は、公営企業会計の予算となります。

229ページをお開きください。

議第69号 平成30年度下呂市水道事業会計予算です。

第2条は業務の予定量で、給水件数3,111件、年間の総給水量176万438立方メートル、1日平均給水量4,823立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業は、森4号配水管布設に伴う舗装本復旧工事321万5,000円と幸田地内配水管支障移転工事490万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益2億6,987万円、水道事業費用2億9,246万4,000円を予定しております。

230ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入506万2,000円、資本的支出3,585万8,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,079万6,000円につきましては、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2,997万5,000円及び消費税資本的収支調整額82万1,000円で補填するものとしております。

第5条は、債務負担行為として、水道施設運転管理業務ほか1件について、その期間と限度額を定めたものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円に、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用を定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,950万9,000円を、第9条では、棚卸資産の購入限度額を300万円とそれぞれ定めております。平成30年2月26日提出。

続きまして、263ページをお開きください。

議第70号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、年間入場者数18万5,000人、1日平均入場者数506人を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、下呂温泉合掌村事業収益2億7,137万4,000円、下呂温泉合掌村事業費用2億5,995万2,000円を予定しております。

264ページをお開きください。

第4条、資本的支出の予定額は、資本的支出1,684万8,000円を予定しております。

なお、資本的支出額に対して不足する額1,684万8,000円につきましては、過年度の損益勘定留保資金1,560万円及び消費税資本的収支調整額124万8,000円で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金の限度額を3,000万円に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費3,225万8,000円を、第7条では、棚卸資産の購入限度額を3,000万円とそれぞれ定めております。平成30年2月26日提出。

続きまして、295ページをお開きください。

議第71号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、病床数99床、年間患者数、入院2万8,470人、外来4万2,294人、1日平均患者数は、入院78人、外来159人を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益15億1,460万円、296ページを開いていただき、病院事業費用15億2,991万2,000円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入7,280万円、資本的支出1億3,395万3,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,115万3,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、起債の限度額を3,180万円として、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定めるものです。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費8億6,106万7,000円及び交際費60万円を、第8条では、棚卸資産の購入限度額を1億2,448万円とそれぞれ定めております。平成30年2月26日提出。

以上で平成30年度予算に係る説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

お諮りをいたします。本日の会議時間は、議事の都合によって時間延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を議事日程が終了するまで延長することに決定をいたしました。

ここで議案の修正が出てきましたので、放送でお知らせをいたしますので、休憩をとらせていただきます。

午後4時37分 休憩

午後5時18分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程を配付いたします。

◎議第59号訂正の件について（議案説明）

○議長（伊藤巖悟君）

追加日程第1、議第59号 平成30年度下呂市一般会計予算訂正の件を議題といたします。

市長から、議第59号訂正の理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま議長より許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

議会の皆様には大変長時間になる休憩を頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。

ただいま上程をいたしました議第59号、平成30年度一般会計予算書におきまして数字に誤りがあることが確認をされました。ここに改めて訂正をさせていただきます。

私ども執行部の確認ミスということで、今後このようなことがないよう、十分注意をさせていただきます。よろしく願いいたします。

詳細につきましては、総務部長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤巖悟君）

議第59号の詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議第59号 平成30年度下呂市一般会計予算訂正の件につきまして御説明申し上げます。

議案の訂正につきまして。

平成30年第1回下呂市議会定例会に提出した議案を訂正したいので、下呂市議会会議規則第19条第1項の規定により、議会の承認を求めます。

議案名でございます。議第59号 平成30年度下呂市一般会計予算。

2. 訂正内容でございます。内容は別紙のとおりでございます。

訂正の理由でございます。第3表 地方債のうち、臨時財政対策債の限度額及び合計額に誤りがあったためでございます。平成30年2月26日提出。

第3表 地方債でございます。こちらの表の一番上のところにあります臨時財政対策債、訂正前は6億1,188万円となっておりますが、正しくは5億6,693万円でございます。その表の一番下の合計欄でございますが、訂正前が42億68万円でございますが、こちらが正しくは41億5,573万円でございます。おわびをし、訂正をいたします。どうも申しわけございませんでした。

○議長（伊藤巖悟君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第59号の訂正の件については、これを承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第59号訂正の件はこれを承認することに決しました。

◎議第59号から議第71号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

これより本13件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第59号から議第71号までの上程13議案については、お手元に配付しております付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第59号から議第71号までの上程13議案については、付託表のとおり予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤巖悟君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日27日から3月7日までは休会となります。次の会議は3月8日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後5時23分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年2月26日

議 長 伊 藤 嚴 悟

署名議員 1 番 尾 里 集 務

署名議員 2 番 中 島 ゆ き 子

